

耶穌降生千八百八十七年米國聖書

舊約
聖書
歷代志略

明治二十年

日本橫濱印行

02-KI

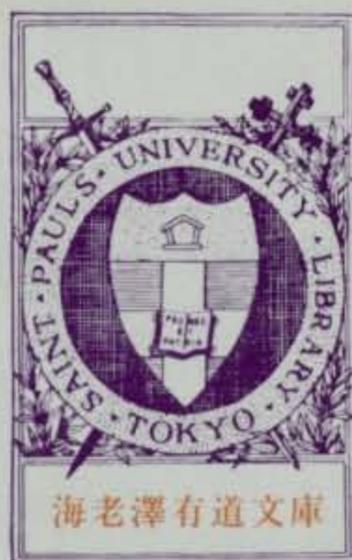
海老澤文庫

歴代志畧上

第一章

アダム、セツ、エノス、ニケナン、マハラレル、ヤレド、ミエノク、
 メトセラ、ラメク、四ノア、セム、ハム、ヤベテ、○五ヤベテの子等ノゴメ
 ル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス、六ヨメルの子等ノア
 シケナズ、リバテ、トガルマ、セヤワンの子等ノエリシヤ、タルシシ、キッ
 テム、ドダニム、○八ハムの子等ノクシ、ミツライム、ブテ、カナン、九ク
 シの子等ノセバ、ハビラ、サブテカ、ラアマの子等ノセ
 バとデダン、十クシ、ニムロテを生り、彼を止めて世の権力ある者と
 なきり、十一ミツライムノルデ族、アナミ族、レハビ族、ナフト族、十二バテ
 ロス族、カスル族、カフトリ族を生り、カスル族よりベリシテ族出た
 り、十三カナンろの冢子シドンおよびヘテを生み、十四またエブス族、ア
 モリ族、ギルガシ族、十五ヒビ族、アルキ族、セニ族、十六アルワテ族、セマリ
 族、ハマテ族を生り、十七セムの子等ノエラム、アシユル、アルバクサ

歴代志畧上 第一章 自一至十七節



デ、ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク、^{十八}アルバクサデシラを生み
 シラエベルを生り^{十九}エベルに二人の子生^{二十}たり、^{二十一}ろの一人の名を
 ベレグ(分)と曰ふ、^{二十二}其の彼の代に地の人散り分れたを^{二十三}なり、^{二十四}ろの弟
 の名をヨクタンと曰ふ、^{二十五}ヨクタンのアルモダデ、シヤレフ、ハザル
 マウテ、エラ、^{二十六}ニハドラマ、ウザル、デクラ、^{二十七}ニエバル、アピマエル、シバ、^{二十八}ニオ
 フル、ハピラ、^{二十九}およびヨバブを生り、^{三十}是等のみなヨクタンの子なり、^{三十一}○
^{三十二}ニセム、アルバクサデ、シラ、^{三十三}ニエベル、ベレグ、^{三十四}リウ、^{三十五}セルグ、^{三十六}ナホル、^{三十七}テ
 ラ、^{三十八}ニセアブラム、^{三十九}是すなはちアブラハムなり、^{四十}ニアラプラハムの子等
 イサク、^{四十一}およびイシマエル、^{四十二}彼らの子孫の左の^{四十三}ことし、^{四十四}イシマエル
 の家子の子バヨテ、^{四十五}次のケダル、^{四十六}アデビエル、^{四十七}ミプサム、^{四十八}ニシマ、^{四十九}ドマ、
^{五十}マッサ、^{五十一}ハダデ、^{五十二}テマ、^{五十三}ニエトル、^{五十四}子フシ、^{五十五}ケデマ、^{五十六}イシマエルの子孫の是の
 如し、^{五十七}ニアラプラハムの妾ケトラの生る子の左の^{五十八}ことし、^{五十九}彼シムラン、
 ヨクシヤン、^{六十}メダン、^{六十一}ミデアン、^{六十二}イシバク、^{六十三}シユワを生り、^{六十四}ヨクシヤンの

子等のシバ、^{六十五}およびデダン、^{六十六}ニミデアンの子等のエバ、^{六十七}エベル、^{六十八}ヘノク
 アピダ、^{六十九}エルダア、^{七十}是等のみあケトラの生る子なり、^{七十一}ニアラプラハムイ
 サクを生り、^{七十二}イサクの子等のエサウとイスラエル、^{七十三}○^{七十四}ニエサウの子
 等のエリバズ、^{七十五}リウエル、^{七十六}エウシ、^{七十七}ヤラム、^{七十八}コラ、^{七十九}ニエリバズの子等のテ
 マン、^{八十}オマル、^{八十一}ゼビ、^{八十二}ガタム、^{八十三}ケナズ、^{八十四}テムナ、^{八十五}アマレク、^{八十六}ニセリウエルの子等
 のナハテ、^{八十七}セラ、^{八十八}シヤンマ、^{八十九}ニミザ、^{九十}ニセイルの子等のロタン、^{九十一}シヨバル、^{九十二}サ
 ペオン、^{九十三}アナ、^{九十四}デシヨン、^{九十五}エセル、^{九十六}デシヤン、^{九十七}ニロタンの子等のホリとホ
 マム、^{九十八}ロタンの妹のテムナ、^{九十九}ニシヨバルの子等のアルヤン、^{一百}マナハテ、
 エバル、^{一百零一}シビ、^{一百零二}オナム、^{一百零三}デベオンの子等のアヤとアナ、^{一百零四}ニアナの子等の
 デシヨン、^{一百零五}デシヨンの子等のハムラム、^{一百零六}エシバン、^{一百零七}イテラン、^{一百零八}ケラン、^{一百零九}ニ
 エセルの子等のビルハン、^{一百一十}ザワン、^{一百一十一}ヤカン、^{一百一十二}デシヤンの子等のウス、^{一百一十三}お
 よびアラン、^{一百一十四}○^{一百一十五}ニイスラエルの子孫を治むる王いまだ有ざる前に
 エドムの地を治めたる王等の左の^{一百一十六}ことし、^{一百一十七}ベオルの子ベラ、^{一百一十八}その都

城の名ハデナバといふ、^{四四}ベラ^五薨てポツラのセラの子ヨバブこれに代りて王とあり^{四五}ヨバブ^五薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり^{四六}ホシヤム^五薨てベダテの子ハダテを色にかかりて王となれり、^{四七}彼モアブの野にてミデアン人を撃り、^{四八}ろの都城の名ハアピテといふ^{四七}ハダテ^五薨てマスレカのサムラこれに代りて王となり^{四九}サムラ^五薨て河の旁あるレホボテのサウルこれに代りて王となり^{五十}バアルハナン^五薨てハダテこれにかはりて王となり^{五十一}ろの都城の名ハバイといふ、^{五十二}ろの妻ハマテレテの女子にして名をメヘタベルといへり^{五十三}マテレテハメザハブの女なり^{五十四}ハダテも薨たり、^{五五}エドムの諸侯ハ左のごとし、^{五十六}テムナ侯、アルヤ侯、エラテ侯、^{五十七}アホリバマ侯、エラ侯、ピノン侯、^{五十八}ケナズ侯、テマン侯、ミプサル侯、^{五十九}マグデアエル侯、イラム侯、エドムの諸侯ハ是のごとし

第二章

イスタエルの子等ハ左のごとし^一ルベン、シメオン、レビ、ユダ、^二イッサカル、ゼブルン、ニダン、ヨセフ、ベニヤミン、ナフタリ、ガド、アセル、^三ユダの子等ハエル、オナン、シラなり^四この三人ハカナンの女バテシユアゴユダによりて生たるなり、^五ユダの長子エルハエホバの前に^六悪き事をなしたれば之を殺したまへり^七ユダの媳タマルハユダによりてベレツとセラとを生り、^八ユダの子等ハ都合五人なり^九ヒレツの子等ハヘツロンおよびハムル、^十セラの子等ハヨムリ、^{十一}エタン、ヘマン、カルコル、^{十二}ダラ都合五人^{十三}セカルミの子ハアカル、^{十四}アカルハ詛されし物につきて罪を犯えてイスラエルを惱ませし者なり、^{十五}ハエタンの子ハアザリヤ、^{十六}ヘツロンに生れたる子等ハエラメル、^{十七}ラム、ケルバイ、^{十八}ナラム^{十九}アミナダブを生み、^{二十}アミナダブナシヨンを生り、^{二十一}ナシヨンのユダの子孫の牧伯なり、^{二十二}ナシヨンサルマを生み、^{二十三}サルマボアズを生み、^{二十四}ボアズオベテを生み、^{二十五}オベテエツサイ

を生り十三エツサイの生る者の長子のエリアプアの次のアミナダ
 プアの三のシヤンマの四のチタンエルアの五のラダイ十五の
 の六のオセムアの七のダビデ十六かれらの姉妹のセルヤとアピガ
 ル、セルヤの産る子のアピシヤイ、ヨアブ、アサヘルあわせて三人十七ア
 ビガルのアマサを産り、アマサの父のイシマエル人エテルといふ
 者なり○十八ヘツロンの子カレブの妻アズバによりまたエリ
 オテによりて子を擧けたり、アの産る子等の左のごとしエシル、シ
 ヨバブねよびアルドン、十九アズバ死たればカレブまたエフラタを
 娶り、エフラタカレブによりてホルを産り二十ホルウリを生るウ
 リベザレルを生り二十の後ヘツロンのギレアデの父マキルの女
 の所にいれり、アの之を娶れる時の六十歳なりき、彼ヘツロンによ
 りてセグブを産り三セグブヤイルを生り、ヤイルはギレアデの地
 に邑二十三を有り三然るにゲシユルおよびアラム彼等よりヤイ

ルの邑々およびケナテとの郷里なを都合六十の邑を取り、是皆
 ギレアデの父マキルの子等なりき、二十ヘツロンカレブエフラタに
 死て後ヘツロンの妻アピヤアの子アシユルを生り、アシユルのテ
 コアの父なり○二十五ヘツロンの長子エラメルの子等の長子はラム
 次のプナ、オレン、オセム、アヒヤ、二十六エラメルはまた他の妻をもてり
 ろの名をアマラといふ、彼のオナムの母なり、二十七エラメルの子等の長子ラ
 ムの子等はマアツ、ヤミン、エケル、二十八オナムの子等はシヤンマイ、ヤ
 ダ、シヤンマイの子等のナダブおよびアピシユル、二十九アピシユルの
 妻の名はアピハイイルといふ、彼のアバンねよびモリデを生り、三十ナダ
 ブの子等はセレデおよびアツバイム、セレデは子なくして死り、三十一
 アツバイムの子はイシ、イシの子はセシヤン、セシヤンの子のアヘ
 ライ、三十二シヤンマイの兄弟ヤダの子のエテルおよびヨナタン、エテ
 ルは子なくして死り三十三ヨナタンの子等のベレテおよびサザ、エラ

メルの子孫は斯のおとし、^{三四}セシヤンの男子なくして惟女子ありしのみなるがセシヤンにヤルハと名くるエヨプトの僕ありければ^{三五}セシヤンその女をこの僕ヤルハに與へて妻となさしめたり彼ヤルハによりて^{三六}アッタイを生り^{三六}アッタイナタンを生り、^{三六}ナタンザバデを生り^{三七}ザバデエフラルを生り^{三七}エフラルオベデを生り^{三八}オベデエヒウを生り、^{三八}エヒウアザリヤを生り、^{三九}アザリヤヘレデを生り、^{四〇}ヘレツエレアサを生り^{四〇}エレアサシスマイを生り^{四一}シスマイシヤルムを生り、^{四二}シヤルムエカミヤを生り、^{四三}エカミヤエリシヤマを生り^{四三}エラメル兄弟カレブの子等は^{四四}ろの長子をメシヤといふ、是のシフの父あり、^{四五}シフの子マレシヤ、マレシヤのヘプロンの父なり^{四六}ヘプロンの子等は^{四七}コラ、ダッブア、レケム、シマ、^{四八}シマは^{四九}ラハムを生り、^{五〇}ラハムのヨルカムの父なり、^{五一}レケムのシヤンマイを生り、^{五二}シヤンマイの子マオン、マオンのベテスルの父なり^{五三}カレブの

妾^{五四}エバのハラシ、モザおよびガゼズを産り、^{五五}ハラシのガゼズを生り、^{五六}エダイの子等^{五七}レゲム、ヨタム、ゲシヤン、ベレテ、エバ、シヤフ、^{五八}カレブの妾^{五九}マアカのシベルおよび^{六〇}テルハナを生み、^{六一}また^{六二}マデマンナの父^{六三}シヤフおよび^{六四}マクベナと^{六五}ギベアの父^{六六}シワを生り、^{六七}カレブの女子^{六八}の^{六九}アクサといふ^{七〇}カレブの子孫^{七一}の左の^{七二}ことし^{七三}エフラタの長子^{七四}ホルの子^{七五}の^{七六}キリアテヤリムの父^{七七}シヨバル^{七八}ベテレヘムの父^{七九}サルマおよび^{八〇}ベテカデルの父^{八一}ハレフ、^{八二}キリアテヤリムの父^{八三}シヨバルの子等^{八四}の^{八五}ハロエに^{八六}メヌコテ人の半^{八七}、^{八八}また^{八九}キリアテヤリムの宗族^{九〇}の^{九一}イテリ族^{九二}、^{九三}ブヒ族^{九四}、^{九五}シユマ族^{九六}、^{九七}ミシラ族^{九八}、^{九九}是等より^{一〇〇}ザレア族^{一〇一}および^{一〇二}エシタオル族^{一〇三}出たり^{一〇四}サルマの子孫^{一〇五}の^{一〇六}ベテレヘム、^{一〇七}チトバ族^{一〇八}、^{一〇九}アタロテベテアヨアブ、^{一一〇}マナハテ族^{一一一}の半^{一一二}および^{一一三}ツリ族^{一一四}、^{一一五}ならびに^{一一六}ヤベツに住る^{一一七}諸士の宗族^{一一八}すな^{一一九}のち^{一二〇}テラテ族^{一二一}、^{一二二}シメアテ族^{一二三}、^{一二四}スカテ族^{一二五}、^{一二六}是等の^{一二七}一人にして^{一二八}レカブの家の先祖^{一二九}ハマテより^{一三〇}出たる者なり

第三章 一ヘブロンにて生れたるダビデの子等の左のごとし、長子
 のアムノンといひてエズレル人アヒノアムより生れ、其次のダニ
 エルといひてカルメル人アピガルより生るニろの三のアブサロ
 ムといひてゲシユルの王タルマイの女マアカの生る子、其四のア
 ドニヤといひてハギテの生る子ありニその五のシバテヤといひ
 てアピタルより生れ、其六のイテレアムといひて妻エグテより生
 る四この六人ヘブロンにてくれに生れたり、ダビデ彼處にて王た
 りし事七年と六箇月またエルサレムにて王たりし事三十三年、五
 エルサレムにて生きたるろの子等の左のごとしシメア、シヨバブ、
 ナタン、ソロモン、この四人のアンニエルの女バテシユアより生る
 * またイプハル、エリシヤマ、エリベレテ、セノガ、チベグ、ヤピア、ハエリ
 シヤマ、エリアダ、エリベレテの九人、是みなダビデの子なり、此外
 にまた妾等の生る子等あり、彼らの姉妹にタマルといふ者あり、十

ソロモンの子ハベアム、その子のアビヤ、ろの子のアサ、ろの子
 のヨシヤバテ、十一ろの子のヨラム、ろの子のアハシア、ろの子のヨアシ、
 十二ろの子のアマシヤ、ろの子のアザリヤ、ろの子のヨタム、十三ろの子
 のアハズ、ろの子のヒセキヤ、ろの子のマナセ、十四ろの子のアモン、ろ
 の子のヨシア、十五ヨシアの子等の長子はヨハナン、ろの次のエホヤ
 キム、ろの三のゼデキヤ、ろの四のシヤルム、十六エホヤキムの子等の
 ろの子のエコニア、ろの子のゼデキヤ、十七俘擄人エコニアの子等の
 その子シヤルテル、十八マルキラム、ベダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤ
 マ、子ダビヤ、十九ベダヤの子等のセルバベル、およびシメイ、セルバベ
 ルの子等のメシユラム、およびハナニヤ、ろの姉妹にシロミテとい
 ふ者あり、二十またハシユバ、オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブヘセデ
 の五人あり、三ハナニヤの子等のベラテヤ、およびエサヤ、またレバ
 ヤの子等アルナンの子等、オバデヤの子等シカニヤの子等あり、三

シカニヤの子ハシマヤ、シマヤの子等ハハットシ、イガル、バリア、チアリア、シヤパテの六人、ミチアリアの子等ハエリヨエナイ、ヒゼキヤアズリカム、三人、エリヨエナイの子等ハホダヤエリアシブ、ベラヤ、アクブ、ヨハナン、デラヤ、アナニの七人

第四章

ヨバルの子レアヤヤハテを生ミ、ヤハテアホマイおよびラハテを生リ、是等ハザレア人の宗族ナリ、ミエタムの父の生る者ハ左のヒとしエズレル、イシマおよびイデバシ、その姉妹の名ハセレル、ホニといふゲドルの父ベヌエル、ホシヤの父エゼル、是等ハベラレヘムの父エフラタの長子ホルの子等ナリ、ユテコアの父アシユルハ二人の妻を有リ即ちヘラとナアラ、ホナアラアシユルに由リテアホザム、ヘベル、ラメニれよびアハシタリを産リ、是等ハナアラの産る子あり、セヘラの産る子ハセレテ、エツアル、エチナン、ハハツコツ

ハアスブねよびツベバを生リ、ハルムの子アハルヘルの宗族も彼より出づ、ヤベツのその兄弟の中にて最も尊むれたる者ナリ、その母我くるしみてこれを産たむといひてその名をヤベツ(くるしむ)と名けたり、ヤベツイスラエルの神に願はり我を祝福に祝福て我境を擴め、御手をもて我を助け、我をして災難に罹りてくるしむこと無らしめたまへと言ひ、神の求むる所を允したまふ

○十二 シユワの兄弟ケルブ、メヒルを生リ、メヒルハエシトンの父ナリ、エシトンのベテラバ、バセアれよびイルナハシの父テヒンナを生リ、是等ハレカの人ナリ、ケナズの子等ハオテニエルおよびセラヤ、オテニエルの子ハタテ、メオノダイハオフラを生ミ、セラヤハヨアブを生リ、ヨアブハカラシム(工匠)谷の人々の父ナリ、彼處のものハ工匠なればかくいふ、エフン子の子カレブの子等ハイル、エラおよびナアム、エラの子等およびケナズ、エハレレル

の子等ハシフ、シバ、テリア、アサレル、エズラの子等ハエテル、メレ
 デ、エベル、ヤロン、メレデの妻ハミリアム、シヤンマイおよびイシバ
 を産リ、イシバハエシテモアの父ナリ、ハラのユダヤ人なる妻ハゲ
 ドルの父エレデトシヨコの父ヘベルトザノアの父エクレエルを
 産リ、是等のメレデが娶リたるパロの女ピテヤの生る子ナリ、ナ
 ハムの姉妹あるホデヤの妻の生める子等ハガルミ人ケイラの父
 およびマアカ人エシテモアナリ、ニシモンの子等ハアムノン、リン
 ナ、ベチハナン、テロン、イシの子等ハヅヘテおよびベチヅヘテ○ニ
 ユダの子シラの子等ハレカの父エル、マレシヤの父ラダおよび織
 布者の家の宗族すなわちアシベアの家者等ニならびにモアブ
 に主たりしヨキム、コセバの人々ヨアシおよびサラフ等ナリ、また
 ヤシユブレハムといふ者ありろの記録ハ古シニ是等の者の陶工
 にしてチタイムおよびゲデラに住ミ、王の地に居りてろの用をな

せり○ニシメオンの子等ハチムエル、ヤミン、ヤリブ、セラ、シヤウル、
 ニシヤウルの子ハシヤルム、ろの子ハミプサムろの子ハシマ、ニ六ミ
 シマの子ハムエルろの子ハザツクルろの子ハシメイ、ニ七シメイ
 への男子十六人女子六人ありしろの兄弟等ハ多の子ありさ
 りき、またろの宗族の者ハ凡テユダの子孫はそハ殖増ざりき、ニ八
 彼らの住る處ハベエルシバ、モラダ、ハザルシユアル、ニ九ピルハ、エセ
 ム、トラデ、ニ十ベトエル、ホルマ、チクラグ、ニ一ベテマルカポテ、ハザルス
 シム、ベテピリ、シヤライム、是等の邑ハダビデの世にいたるまで彼
 等の有たりき、ニ三ろの村郷ハエタム、アイン、リンモン、トケン、アシヤ
 ンの五の邑ナリ、ニ四またこの邑々の周圍に衆多の村ありて、バアル
 おまでおよび、彼らの住處ハ是のどくにして、彼ら各々系譜あ
 り、ニ五メシヨバブ、ヤムレク、アマシヤの子ハヨシヤ、ニ六ヨエル、アシエル
 の曾孫セラヤの孫ヨシピアの子ハエヒウ、ニ七エリオエナイ、ヤコバ、エ

シヨハヤ、アサヤ、アデエル、エシミエル、ベナヤ、三七オヨビシビの子、シ
 ザ、シビの、アロンの子、アロンのエダヤの子、エダヤのシムリの子、シ
 ムリの子、マヤの子なり、三八此に名を擧げたる者等、三九の宗族の中
 の長たる者にして、その宗家の大に蔓延り、四〇彼等、四一の群のため
 に牧場を求めんとて、ゲドルの西におもむき、谷の東の方、四二にいたり
 申つひに膏腹なる善き牧場を見いだせしむるの地の廣く、四三靜穩に
 して安寧なりき、其の昔より其處に住たりし者、四四ハム人なきをな
 り、四五即ち上にのるの名を記したる者等、四六ユダの王ヒセキヤの代に往
 て、四七彼らの幕屋を撃やぶり、四八彼らと其處に居し、四九メウニ人を盡く滅ぼ
 し、五〇之に代りて其處へ往て、五一今日にいたる、五二是の群を牧べき牧場
 其處おありたき、五三バあり、五四またシメオンの子孫の者、五五五百人許、五六イシ
 の子等、五七ベラテア、五八チアリア、五九レバヤ、六〇ウシエルを長として、六一セイル山お
 攻ゆき、六二アマレキ人の逃れて遣る者を撃はるばして、六三今日まで

其處に住り

第三章

イשראלの長子ルベンの子等、一左のごとし、二ルベンの

長子なりし、三ダールの父の床を浼えしによりて、四の長子の權、五イサ
 ラエルの子、六ヨセフの子等に與へらる、七然れども、八系譜の長子の權に
 ちたがひて記すべきに非ず、九ユダの諸兄弟に勝る者とな
 りて、一〇君たる者の中より、一一出をなす、一二但し長子の權、一三ヨセフお属
 す、一四即ちイשראלの長子ルベンの子等、一五ハノク、一六バル、一七ヘツロン、
 カルミ、一八ヨエルの子、一九シマヤ、二〇の子、二一ゴグ、二二の子、二三シメイ、二四五
 の子、二五ミカ、二六の子、二七レアヤ、二八の子、二九ハアル、三〇六の子、三一ベエラ、三二こ
 のベエラの、三三アッスリヤの王、三四テルガテビル、三五チセルに擄へられて、三六ゆけ
 り、三七彼のルベン人の中に、三八牧伯たる者ありき、三九彼の兄弟等、四〇の宗
 族に依り、四一の歴代の系譜によき、四二左のごとし、四三長エリエル、四四および
 セカリヤ、四五ハベラ等なり、四六ベラの、四七アザズの子、四八シマの孫、四九ヨエルの曾孫

なりりれアロエルに住みて地を子ボ、バアルメオンおまでおよび
 しるぶの九ギレアアの地にてその家畜殖増ければまた地を東の方
 ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおよびせり。またサウ
 ルの時にハガリ人と戦争をてこれを打破りギレアアの東の全部
 なる彼らの幕屋に住たり。○十二ガドの子孫はこれと相對ひてバ
 ヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり。十三長ハヨエル次ハ
 シヤバム、ヤアナイ、シヤバテ、共にバシヤンに居り。十三彼らの兄弟等
 のろの宗家およびミカエル、メシユラム、シバ、ヨライ、ヤカン、シ
 ヘベル都合七人。是等はホリの子アビハイルの子等なり。ホリは
 ヤロアの子、ヤロアはギレアアの子、ギレアアはミカエルの子、ミカ
 エルはエシサイの子、エシサイはヤドの子、ヤドはブズの子。十三アビ
 はアプデルの子。アプデルはグニの子。グニはその宗家の長たり。十三
 彼らはギレアアデとバシヤンとろの郷里とシヤロンの諸郊地に住

て地をその四方の境におよぼせり。十三是等はみなユダの王ヨタム
 の世とイスラエルの王ヤラベアムの世ハ系譜ハ載たるあり。○十六
 ルベンの子孫とガド人とマナセの半支派ハ出て戦ふべき者四
 萬四千七百六十人あり。皆勇士おして能く楯と矛とを執り善く弓
 を彎さかつ善戦ふ者なり。十三彼等ハガリ人およびエトル、子フシ、ノ
 ダブ等と戦争しなる。十三助力をかうむりて攻撃たれをハガリ人
 および之と偕なりし者等みな彼らの手におちいれり。是は彼ら陣
 中おて神を呼びてこれを頼みしおよりて神み色を聴いたまひし
 ぶ故なり。十三かくて彼らその家畜を奪ひとりしに駱駝五萬、羊二十
 五萬、驢馬二千あり、八十萬あり。十三またろされて倒れたる者衆
 し。その戦争神お由る。おゆゑなり而して彼らはみれる。お地に代りて
 住その擄移さる。十三時おおよべり。○十三マナセの半支派の人々はこ
 の地お住み殖蔓りてつひおバシヤンよりバアルヘルモン、セニル

あよびヘルモン山まで地をあよぼせり、三その宗家の長は左のこ
とし即はちエベル、イシ、エリエル、アズリエル、エレミヤ、ホダヤ、ヤデ
エル、是みなその宗家の長あして名ある大勇士なりき。○五彼等そ
の先祖等の神にむかひて罪を犯し、曾て彼等の前お神の滅ぼした
まひし國の民等の神を慕ひてこれと姦淫したれを、六イスラエル
の神アツスリアの王ブルの心を振興し、またアツスリアの王テゲ
ラテビレセルの心を振興したまへり。彼つひにルベン人とガド人
とマナセの半支派とを擄へゆき、これをハウラとハボルとハラと
ゴザンの河の邊とお移せり。彼等は今日まで其處にあり。
七レビの子等はゲルシヨン、コハテ、メラリ、ニコハテの子等
はアムラム、イツハル、ヘプロン、ウシエル、ミアムラムの子等はアロ
ン、モーセ、ミリアム、アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタ
マル、八エレアザル、ヒ子ハスを生み、ヒ子ハフア、ヒシユアを生み、五

アビシユア、プッキを生み、プッキウシを生み、ホウシセラヒヤを生み、セ
ラヒヤメラヨテを生み、セメラヨテアマリヤを生み、アマリヤアヒ
トプを生み、アヒトプザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み、九ア
ヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十ヨハナンア
ザリヤを生み、此アザリヤはエルサレムなるソロモンの建たる宮
にて祭司の職をなせし者なり。十一アザリヤアマリヤを生み、アマリ
ヤアヒトプを生み、十二アヒトプザドクを生み、ザドクシヤルムを生
み、十三シヤルムヒルキヤを生み、ヒルキヤアザリヤを生み、十四アザリ
ヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む、十五ヨザダクはエホバチ
カデチザルの手をもてユダあよびエルサレムの人を擄へうつし
たまひし時お擄へらきて往り。○十六レビの子等はゲルシヨン、コハ
テ、あよびメラリ、十七ゲルシヨンの子等の名は左のことしリブニ、あ
よびシメイ、十八コハテの子等はアムラム、イツハル、ヘプロン、ウシエ

ノアはヨカエルの子、ヨカエルはバアセヤの子、バアセヤはマルキ
 ヤの子、マルキヤはエテニの子、エテニはセラの子、セラはアダヤ
 の子、アダヤはエタンの子、エタンはシンマの子、シンマはシメイ
 の子、シメイはヤハテの子、ヤハテはゲルシヨンの子、ゲルシヨ
 ンはレビの子あり、また彼らの兄弟あるメラリ人等その左お立り、
 其中のエタンはキシの子あり、キシはアプデの子、アプデはマルク
 の子、マルクはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマシヤの子、アマ
 シヤはヒルキヤの子、ヒルキヤはアマシの子、アマシはバニの子、
 バニはセメルの子、セメルはマヘリの子、マヘリはムシの子、ムシ
 はメラリの子、メラリはレビの子あり、彼らの兄弟なるレビ人等
 は神の室の幕屋の諸の職お任せられたり、○アロンおよびその
 子等は燔祭の壇と香壇の上お物を獻ぐるふとを司どり、また至聖
 所の諸の工をなし、且イスラエルのためお贖をあすふとを司せられ

り、凡て神の僕モーセの命じたるおとし、アロンの子孫は左のご
 とし、アロンの子はエレアザル、その子はビチハス、その子はアピシ
 ュア、その子はプッキ、その子はウシ、その子はセラヒヤ、その子は
 メラヨテ、その子はアマリヤ、その子はアヒトブ、その子はザドク、
 その子はアヒマアズ、○アロンの子孫の住處は四方の境の内お
 あり、その閭里お循ひていさ、左のごとし、先コハテ人の宗族が籤
 およりて得たるところは是あり、すなはちユダの地の中よりは
 ヘブロンとその周囲の郊地を得たり、但しその邑の田野と村々
 はエフン子の子カレブお歸せり、すなはちアロンの子孫の得た
 る邑は逃遁邑なるヘブロン、リブナとその郊地、ヤッテルおよびエシ
 テモアとそれらの郊地、ホルンとその郊地、デビルとその郊地、
 アシヤンとその郊地、ベテシメとその郊地あり、またベニヤミ
 ンの支派の中よりはゲバとその郊地、アレメテとその郊地、アナト

テ、どその郊地を得たり、彼らの邑はその宗族の中、都合十三あり
 き、またコハテの子孫の支派の中、此他なる者はかの半支派の中
 即ちマナセの半支派の中より籤あよりて十の邑を得たり、また
 ゲルシヨンの子孫の宗族は、イッサカルの支派、アセルの支派、ナフタ
 リの支派、およびバシヤンなるヤナセの支派の中より十三の邑を
 得たり、またメラリの子孫の宗族は、ルベンの支派、ガドの支派、
 よびゼブルンの支派の中より籤あよりて十二の邑を得たり、
 スラエルの子孫は、邑とその郊地をレビ人あへたり、
 即ちユ
 ダの子孫の支派とシメオンの子孫の支派とベニヤミンの子孫の
 支派の中よりして、此お名を擧たる是等の邑を籤あよりて之あ
 へたり、
 コハテの子孫の宗族は、またエフライムの支派の中より
 も邑を得てその領地となせり、
 即ちその得たる逃遁邑はエフラ
 イム山のシケムとその郊地およびゲセルとその郊地、
 ヨクメア

ム、どその郊地、ベテホロンとその郊地、
 アヤロンとその郊地、ガテ
 リンモン、どその郊地なり、
 またマナセの半支派の中より
 は、ア子
 ル、どその郊地、ピレアムとその郊地、
 是みあコハテの子孫の遣れる
 宗族あ歸せり、
 ゲルシヨンの子孫あ歸せし者は、
 マナセの半支派
 の宗族の中よりは、
 バシヤンのゴラン、
 どの郊地、
 アシタ、
 ロテ、
 どの郊地、
 セイ、
 イッサカルの支派の中よりは、
 ゲテシ、
 どの郊地、
 ダベラ、
 テ
 どの郊地、
 セラ、
 モテ、
 どの郊地、
 アチム、
 どの郊地、
 セ、
 アセルの支
 派の中よりは、
 ミシアル、
 どの郊地、
 アブドン、
 どの郊地、
 七、
 ホコク
 どの郊地、
 レホブ、
 どの郊地、
 ナフタリの支派の中よりは、
 ガリ
 ラヤのゲテシ、
 どの郊地、
 ハンモン、
 どの郊地、
 キリア、
 タイム、
 どの
 の郊地、
 此外の者すなはちメラリの子孫あ歸せし者は、
 セブルン
 の支派の中よりは、
 リンモン、
 どの郊地、
 タボル、
 どの郊地、
 セ、
 エリ
 コに對するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東あ
 いてルベ

シの支派の中より曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、七たケデモテとその郊地、メバアテとその郊地、ガドの支派の中よりはギレアデのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、ヘンボシ、その郊地、ヤセルとその郊地

第七章

イッサカルの子等はトラ、ブラ、ヤシユブ、シムロムの四人、ニトラの子等はウシ、レバヤ、エリエル、ヤマイ、エプサム、サムエル、是みあトラの子おして宗家の長なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世おはその數二萬二千六百人なりき、ミウシの子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イシヤの五人、是みな長たる者ありき、その宗家およれをその子孫の中お軍旅の士卒三萬六千人ありき、是は彼等妻子を衆く有たれをあり、ユイッサカルの諸の宗族の中なるその兄弟等すあさち名簿お記載たる大勇士は都合八萬七千人、○六ベニヤミンの子等はベラ、ベケル、エデア

エルの三人、セベラの子等はエツポシ、ウシ、ウシエル、エレモテ、イリの五人、皆その宗家の長なり、その名簿お記載たる大勇士は二萬二千三十四人、ハベケルの子等はセミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アピヤ、アナトテ、アラメテ、是みあベケルの子等おして宗家の長あり、その子孫の中名簿お記載たる大勇士は二萬二百人なりき、またエデアエルの子はピルハン、ピルハンの子等のエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、セタン、タルシシ、アピシヤハル、是みあエデアエルの子おして宗家の長たりき、その子孫の中に能く陣おのろみて戦ふ大勇士一萬七千二百人ありき、またイリの子等はシユバムおよびホバム、またアヘラの子はホシム、○十三ナフタリの子等はヤシエル、グニ、エセル、シヤルム、是みなピルハの産る子あり、○十四マナセの子等はろの妻の産る者はアシリエル、ろの妻なるスリアの女の産る者はギレアデの父マキル、十五マキ

ルはホバムとシユバムの妹名はマアカといふ者を妻つまお娶めとれり、
 の次つぎの者ものはゼロベハデといふ、ゼロベハデは女子によしありしのミ十六
 マキルの妻つまマアカ男子なんしを産うみてその名なをベレシとよべり、その弟おとうとの
 名なはシヤレシ、シヤレシの子等こらうはウラムおよびラケム、セウラムの
 子ことベダン、是等これらはマナセの子こマキルの子こなるギレアデの子等こらうな
 り、その妹いもうとハンモレケテはイシホデ、アビエセル、マヘラを産うみり十九
 セミダの子等こらうはアヒアン、シケム、リキ、アニヤム○二十エフライムの
 子こはシユテラ、その子こはベレデ、その子こはタハテ、その子こはエラダ、そ
 の子こはタハテ、三三の子こはザバデ、その子こはシユテラ、エセルとエレ
 アデはガアの土人等どじんらうこれを殺ころせり、其そは彼ら下りゆきてみれば家
 畜うけを奪うせはんとしたれをなり、三三の父ちちエフライムこれぶために哀あは
 むと日ひ久ひさしありけれをその兄弟等きょうだいたらきたりてみれば慰なぐさめたり
 三三あくて後のちエフライムその妻つまの所ところあいらけるお胎たえて男子なんしを生うむ

たればその名なをベリア(災難)とあづけたり、その家いへお災難わざはひありたれ
 ばなり、二二エフライムの女子むすめセラは上下かみしものベテホロンおよびウセ
 ンセラを建たてたり、三三ベリアの子こはレハおよびレセフ、その子こはテラ、
 その子こはタハン、三三の子こはラダン、その子こはアミホデ、その子こはエ
 リシヤマ、三三その子こはヌン、その子こはヨシユア、三三エフライムの子孫しそん
 の産さん業げうと住處すまいどころはベテル、その郷里むらさと、また東ひがしの方かたおてはナアラン、西にし
 の方かたおてはゲセル、その郷里むらさと、またシケム、その郷里むらさと、ねよびアワ
 どの郷里むらさと、三三またマナセの子孫こせんの國境くにさかひお沿そてはベテシヤン、その
 の郷里むらさと、マアナク、その郷里むらさと、メギドン、その郷里むらさと、ドル、その郷里むらさと
 なり、イサラエルの子こヨセフの子孫しそんは是等これらの處ところお住すり○三三アセル
 の子等こらうはイムナ、イシワ、エスイ、ベリアおよびその姉妹しまいセラ、三三ベリ
 アの子等こらうはヘベルおよびマルキエル、マルキエルはピルザヒテの
 父ちちなり、三三ヘベルはヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびその姉妹しまいシユ

ワを生り、^三ヤフレテの子等はバサク、ピムハル、アシリテ、ヤフレテ
 の子等は是の^かとし^三シヨメルの子等はアヒ、ロガ、ホバおよびア
 ラム、^三シヨメル^三の兄弟^{きょうだい}ヘレムの子等はツバ、イムナ、シレン、アマル、
^三ツバの子等はスア、ハルチペル、シユアル、ベリ、イムラ、^三ベセル、ホ
 ド、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ^三エタルの子等はエフン子、
 ビスバおよびアラ、^三ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヂア、^四
 是^{これ}をなアセルの子孫おして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將
 官の長たりき、^ろの名簿お記載たる能く陣おのろみて戦ふ者二萬
 六千人あり

第八章

一ベニヤミンの生る者は長子^{うひご}をベラ、その次^{つぎ}をアシベル、そ
 の三^{さん}をアハラ、ニその四^よをノハ、^ろの五^ごをラバ、^三ベラの子等はアダ
 ル、ゲラ、アピウデ、^四アピシユア、^ナアマモン、^アホア、^五ゲラ、^シフバム、^ヒ
 ラム、^六エホデの子等は左のごとし、是等はゲバの民の宗家の長な

り、是はマナハテお移されたりセすあちナアマンおよびアヒヤ
 とくもおゲラこれを移せるあり、エホデの子等はすあちウザと
 アヒウデ是なりハシヤハライムは^ろの妻ホシムとバアラを去^さじ
 後モアブの國おいてまた子等を擧けたり^九彼^{かれ}おろの妻ホアシ
 およりて擧^ありたる子等はヨバブ、ヂピア、メシヤ、マルカム、^十エウツ、
 シヤキヤおよびミルマ、是^{これ}の子等おして宗家の長なり^{十二}彼また
 ホシムおよりてアビトブとエルバアルを擧^ありたり^{十二}エルバアル
 の子等はエベル、ミシヤムおよびシヤメル、^{かれ}彼はオノとロドと^ろの
 郷里を建たる者あり^{十三}またベリア、シマあり是等はアヤロンの民
 の宗家の長たる者おしてガデの民を逐はらへり、^{十四}またアヒオ、シ
 ヤシヤク、エレモテ^{十五}セバデヤ、アラデ、アデル^{十六}ミカエル、イシバ、ヨ
 ハ、是等はベリアの子等あり、^{十七}セバデヤ、メシユラム、^へセキ、^へベル
^{十八}イシメライ、^エズリア、^ヨバブ、是等はエルバアルの子等あり、^{十九}ヤ

キン、シクリ、ザベデ、エリエナイ、ナルタイ、エリエル、ニアダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等はシマの子等なり、ニ、イシバン、ヘベル、エリエル、ニアブロン、ザグリ、ハナン、ハナニヤ、エラム、アントテヤ、イベデヤ、ベヌエル、是等はシヤシヤクの子等なり、シヤムセライ、シハリア、アタリヤ、ニヤレシア、エリヤ、ザクリ、是等はエロハムの子等あり、是等は歴代の宗家の長おして首たるものなり、是らはエルサレムお住たり、ギベオンの祖はギベオンお住り、その妻の名はマアカといふ、その長子はアブロン、次はツル、キシ、バアル、ナダブ、ニゲドル、アヒオ、ザケル、ニクロテはシメアを生り、是等も又その兄弟等とともおエルサレムお住てこれお對ひ居り、○、タルキシを生り、キシサウルを生り、サウルはヨナタン、マルキシユア、アピナダブ、エシバアルを生り、ヨナタンの子はメリバアル、メリバアルミカを生り、ミカの子等、ニピトン、メレク、ダレア、アハズ、アハズのエホ

アダを生みエホアダのアレメテ、アズマウテおよびシムリを生り、シムリのモザを生り、モザのピチアを生り、その子はラバその子はエレアサその子のアセル、アセルに六人の子あり、其名の左のごとし、アズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オダアヤ、ハナン、是をアセルの子あり、その兄弟エセクの子等の長子のウラム、その次のエウン、その三のエリベレテ、四のウラムの子等の大勇士おして善く弓を射る者なり、彼の孫子多くして百五十人もあり、是をベニヤミンの子孫なり、

一、イスラエルの人の皆名簿に記載られたり、視よ是の皆イメラエルの列王紀お録さる、ユダの罪のためおバピロンお擄へらきてゆけり、その産業の邑々に最初に住ひし者のイスラエル人祭司等レビ人および子テニ人等あり、またエルサレムにユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫

等住^{うすゑ}り^四 卽^{すなは}ち^五 ユダの子^こベレツの子^こ孫^{そん}の中^{うち}にて^六の^七アミホデの子^こウ
 タイ、アミホデの^八子^こオムリの子^こ、オムリの子^こイムリの子^こイムリの子^こイムリの子^こイムリの子^こ
 子^こなり^五シロ族^{ぞく}の中^{うち}にて^六の^七シロの^八長^{ちやう}子^こアサヤ^九および^十その^{十一}他の^{十二}子^こ
 等^ら六^七セラの子^こ孫^{そん}の中^{うち}にて^八の^九ユエル^十および^{十一}その^{十二}兄弟^{きやうだい}六百^{十三}九十^{十四}人^{十五}
 ベニヤミンの子^こ孫^{そん}の中^{うち}にて^六の^七ハセヌアの子^こハダヤの子^こなる^八メシ
 ユラムの子^こサル、ハエロハムの子^こイブニヤ、ミクリの子^こなる^九ウシの
 子^こエラ^十および^{十一}イブニヤの子^こリウエルの子^こなる^{十二}シバテヤの子^こメシ
 ユラム^九並^{ならび}に^十彼^{かれ}らの^{十一}兄弟^{きやうだい}等^らの^{十二}世^{せい}系^{けい}および^{十三}それを^{十四}合^あせて^{十五}九^{十六}百^{十七}五^{十八}十^{十九}六
 人^{二十}是^{これ}を^{二十一}なる^{二十二}の^{二十三}宗^{そう}家^けの^{二十四}長^{ちやう}たる^{二十五}人^{二十六}々^{二十七}なり^{二十八}また^{二十九}祭^{さい}司^しの中^{うち}にて^{三十}の^{三十一}エダ
 ヤ、ヨアリブ、ヤキン^{三十二}および^{三十三}ヒルキヤの子^こアザリヤ、ヒルキヤの子^こメ
 シユラムの子^こメシユラムの子^こザドクの子^こザドクの子^こメラヨテの子^こメ
 ラヨテの子^こアヒトブの子^こあり^{三十四}アザリヤ^{三十五}ハ神^{かみ}の^{三十六}室^{むろ}の^{三十七}宰^{つかさ}たり^{三十八}また^{三十九}エ
 ロハムの子^こアダヤ、エロハムの子^こバシユルの子^こバシユルの子^こマルキヤ

の^一子^こなり、また^二アデエルの^三子^こマアセヤ、アデエルの^四子^こヤセ
 ラの^五メシユラムの^六子^こメシユラムの^七メシレモテの^八子^こメシレモテの^九
 インメルの子^こなり^十また^{十一}彼^{かれ}らの^{十二}兄弟^{きやうだい}等^ら是^{これ}等^らの^{十三}宗^{そう}家^けの^{十四}長^{ちやう}たる^{十五}者^{もの}に
 して^{十六}合^あせて^{十七}一^{十八}千^{十九}七^{二十}百^{二十一}六^{二十二}十^{二十三}人^{二十四}あり^{二十五}皆^{みな}神^{かみ}の^{二十六}室^{むろ}の^{二十七}後^{つご}事^{とめ}を^{二十八}な^{二十九}す^{三十}の^{三十一}力^{ちから}ある^{三十二}
 も^{三十三}の^{三十四}なり^{三十五}レビ人^{らゐ}の中^{うち}にて^{三十六}の^{三十七}ハシユブの子^こシマヤ、ハシユブの^{三十八}子^こア
 ズリカムの子^こアズリカムの子^こハシヤビヤの子^こ是^{これ}の^{三十九}メラリの子^こ孫^{そん}あ
 り^{四十}また^{四十一}バクバツカル、ヘレシ、ガラル^{四十二}および^{四十三}アサフの子^こザクリの子^こ
 かる^{四十四}ミカの子^こマタニヤ^{四十五}なら^{四十六}び^{四十七}お^{四十八}エド^{四十九}トンの^{五十}子^こガラルの^{五十一}子^こある^{五十二}
 シマヤの子^こオバデヤ、および^{五十三}エルカナの子^こある^{五十四}アサの子^こベレキヤ、
 エルカナの子^こトバ人の^{五十五}郷^{むら}里^{らゐ}に^{五十六}住^すたる^{五十七}者^{もの}あり^{五十八}門^{もん}を^{五十九}守^{まも}る^{六十}者^{もの}の^{六十一}シヤ
 ルム、アックブ、タルモン、アヒマン^{六十二}および^{六十三}その^{六十四}兄弟^{きやうだい}等^らお^{六十五}して^{六十六}シヤレム
 その^{六十七}長^{ちやう}たり^{六十八}彼^{かれ}は^{六十九}今^{こん}日^{にち}まで^{七十}東^{ひがし}の方^{かた}なる^{七十一}王^{わう}は^{七十二}門^{もん}を^{七十三}守^{まも}り^{七十四}を^{七十五}る^{七十六}是^{これ}等^らは
 レビの子^こ孫^{そん}の^{七十七}營^{えい}の^{七十八}門^{もん}を^{七十九}守^{まも}る^{八十}者^{もの}なり^{八十一}コラの子^こエピアサフの子^こな

るコレの子シヤルムおよびその父の家の兄弟等なぞのコレ人は
 幕屋の門門を守る職務を主とせりその先祖等はエホバの營の傍
 おありてその入口を守れりニエレアザルの子ビ子ハス昔彼らの
 主宰たりきエホバかれどもお在せりニメシレミヤの子ゼカリ
 ヤは集會の幕屋の門を守る者なりきニ是みな選をれて門を守る
 者おて合せて二百十二人ありき皆その村々の名簿お記載たる者
 なりしおダビデと先見者サムエルこれをもその職に任じたりニ彼
 等どのの子孫は順番おエホバの室すあち幕屋の門を司せり
 門を守る者は西東北南の四方お居りニまたその村々に居る兄
 弟等は七日ごとお送り來りて彼らを助けたりニ門を守る者の長
 たるこの四人のレビ人はその職にをりて神の室の諸の室と府庫
 とを司とれりニ彼らは番守をあす身なるお因て神の室の四周に
 舍れり而して朝ごとおこれを開くことをせりニその中お奉事の

器皿を司とる者あり、是はその數を按べて携へいりその數を按べ
 て携へいだすべき者なりニまたその他の器皿すなはち聖所の一
 切の器皿および麥粉酒油乳香香料を司とる者ありニまた祭司の
 徒れ中お香料をもて香膏を製る者ありニコレ人シヤルムは長子
 なるマタテヤといふレビ人は鍋にて製るところの物を司とれり
 またコハテ人の子孫たるその兄弟等の中に供前のパンを司とり
 て安息日ごとおこれを調ふる者等ありニレビ人の宗家の長たる
 是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲さりき其
 は日夜その職務おかゝりをればなりニ是等はレビ人れ歴代の宗
 家の長にして首長たる者あり是等はエルサレムお住り○三十五
 オンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名ハマアカといふ
 三六の長子はアブドン次はツル、キシ、バアル、チル、ナダブ、ゲドル、
 アヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ、三八ミクロテシメアムを生り、彼等もその

兄弟等^{きやうだい}とともおエルサレム^{エルサレム}に住^{すま}てろの兄弟等^{きやうだい}と相對^{あひむか}ひ居^をり三^{さん}子^しルはキシを生^うミキシはサウルを生^うミサウルはヨナタン、マルキシユア、アピナダブおよびエシバルを生^うミヨナタンの子はメリバアル、メリバアルミカを生^うミカの子等^{こら}はピトン、メレク、タレアおよびアハズ、^{四二}アハズはヤラを生^うミ、ヤラはアレメテ、アズマウテおよびシムリを生^うミシムリはモザを生^うミ、^{四三}モザはピチアを生^うミ、^{四四}ピチアの子はレバヤろの子の^{四四}エレアサろの子はアセル、^{四五}アセルは六人の子ありき、ろの名の左^{ひだり}の^{四五}アズリカム、ボクル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等^{これら}の^{四五}アセルの子なり

第十章

一 茲^{こゝ}にペリシテ人イスラエルと^{四六}戦^{たたか}ひける^{四六}イスラエルの^{四七}人々の^{四七}ペリシテ人の前より逃^にげギルボア山に殺^{ころ}さきて倒^{たふ}れたり^{四七}ニペリシテ人のサウル^{四八}どろの子等^{こら}を追^お撃^{うち}えかしてペリシテ人サウルの子^こヨナタン、アピナダブおよびマルキシユアを殺^{ころ}せり^{四八}三^{さん}斯^た

ろの戦^{たたか}闘^か烈^{はげ}まうしてサウルおし迫^{せま}り射^い手の者等^{ものども}つひにサウルに追^おつきけれをサウル射^い手の者等^{ものども}のためお惱^{なや}めり^{四九}サウルは^{五〇}に^{五〇}おいてろの武器^{ぶき}を執^とる者^{もの}お言^いける^{五〇}汝^{なんぢ}の劍^{つるぎ}をぬき其^{これ}をもて我^{われ}を刺^させ恐^{おそ}らくいふの割^{かつ}禮^{らい}なき者^{もの}等^{ども}きたりて我^{われ}を辱^{はづ}かめんと、然^{しか}る^{五〇}おろの武器^{ぶき}を執^とる者^{もの}痛^{いた}くおられて背^{うけ}の^{五一}ざりけき^{五一}パサウルすなえ^{五一}ちろの劍^{つるぎ}をとりてろの上^{うへ}に伏^ふたり^{五二}武器^{ぶき}を執^とる者^{もの}サウルの死^した^{五二}るを見て己^{おのれ}もまた劍^{つるぎ}の上^{うへ}お伏^ふて死^おり^{五二}大^{おほ}斯^かサウル^{五二}どろの三人^{さんにん}の子^こ等^らおよびろの家族^{かぞく}と^{五三}共に^{とも}死^おり^{五三}七^{なな}谷^{たに}に居^をる^{五三}イスラエルの^{五三}人々^{ひとびと}をみ^{五三}な彼^{かれ}らの逃^にる^{五三}を見^みまたサウル^{五三}どろの子等^{こら}の死^おる^{五三}を見^みてろの邑^{まち}々^{まち}く^{五三}を棄^すて逃^にけれ^{五三}バペリシテ人^{五三}來^きりてろの中^{うち}に住^すり^{五三}○^{五三}八^{はち}明^ある^{五三}日^ひペリ^{五三}シテ人^{五三}殺^{ころ}されたる者^{もの}を剝^はぐんとて來^きりサウル^{五三}どろの子^こ等^らの^{五三}ギルボ^{五三}ア山^{やま}にたふれ^{五三}を^{五三}見^み九^こす^{五三}ない^{五三}ちサウル^{五三}を剝^はぐりてろの首^{くび}どろの^{五三}鎧^{よろい}甲^{かぶ}を取り^とり^{五三}ペリシテの^{五三}國^{くに}の^{五三}四^よ方^{ほう}に^{五三}人^{ひと}を遣^{つか}はして^{五三}この事^{こと}を^{五三}ろの^{五三}偶^ぐ像^{ざう}

と民に告^{つげ}め、⁺志^{たま}かして、かき^よぶ^ろ鎧^{よろい}甲^{かぶ}を^ろの^{かみ}神^{かみ}の^{いへ}室^{むろ}に^き藏^{かく}め、彼^{かれ}の^{くび}首^{くび}を^ダゴ^ンの^{みや}宮^{みや}に^う釘^{くわ}け^{たり}、⁺茲^{こゝ}に^ハシ^テ人^{ひと}の^サウ^ルを^なし^{たる}事^{こと}と^ハ、⁺く^ヤベ^シギ^レア^デ中^{ちゆう}に^お聞^きえ^{され}ば、⁺三^は勇^{ゆう}士^し等^らを^な起^{おこ}り、⁺サ^ウル^の體^{からだ}と^ろの^こ子^こ等^らの^{からだ}體^{からだ}と^を奪^うひ^取て、⁺み^を色^{いろ}を^ヤベ^シに^も持^もきた^り、⁺ヤ^ベシ^の橡^{かし}樹^{のき}の^{もと}下^{もと}に^おろ^の骨^{ほね}を^ば葬^{はう}り^て、⁺七^{なな}日^かの^あひ^だ斷^{だん}食^{じき}せ^り、⁺期^かサ^ウル^はエ^ホバ^にむ^かひ^て犯^かせ^し罪^{つみ}の^ため^に死^した^り、⁺即^{すな}ち^{かれ}は^エホ^バの^{こと}言^{こと}を^ま守^{まも}ら^ず、⁺又^{また}憑^く鬼^{おに}者^せに^ま問^とこ^をを^な爲^なして、⁺昔^{むかし}エ^ホバ^に問^とみ^どを^せざ^り、⁺又^{また}是^{こゝ}を^もて^エホ^バを^{ころ}し^るの^こ國^{くに}を^{うつ}して、⁺エ^ッサ^イの^こ子^こダ^ビデ^を與^{あた}へ^{たま}へ^り、

第^{だい}十^{じゅう}一^{いち}章^{しょう} 茲^{こゝ}に^イス^ラエ^ルの^{ひと}人^{ひと}を^なへ^ブロ^ンに^あつ^まり^て、⁺ダ^ビデ^の許^{もと}に^いたり^けれ^を、⁺ダ^ビデ^は彼^{かれ}ら^と契^{けい}約^{やく}を^たて^{たり}、⁺彼^{かれ}ら^はす^ない^ちダ^ビデ^に膏^{あぶら}を^ろう^ぎて、⁺イ^スラ^エル^の王^{わう}と^あら^しサ^ムエ^ルに^より^て、⁺傳^{つた}は^りし^エホ^バの^{こと}言^{こと}を^こと^くせ^り、⁺四^よろ^くて^ダビ^デの^イス^ラエ^ルの^{ひと}人^{ひと}を^率ひ^て、⁺エ^ルサ^レム^に往^ゆり、⁺エ^ルサ^レム^は即^{すな}ち^エブ^スな^り、⁺國^{くに}の^と土^と人^{ひと}エ^ブス^人其^{その}處^{こゝ}に^居り、⁺是^{こゝ}に^おいて^エブ^スの^た民^{たみ}ダ^ビデ^に言^いける^ハ、⁺汝^{なんぢ}は^{こゝ}に^お入^いる^べか^らず、⁺然^{しか}る^に、⁺ダ^ビデ^はシ^オン^の城^{しろ}を^取り、⁺是^{こゝ}に^すな^いち^ダビ^デの^ち邑^{まち}あり、⁺六^むの^と時^{とき}ダ^ビデ^はい^ひける^ハ、⁺誰^{たれ}に^もあ^らじ^{第一}に^エブ^ス人^を撃^{うち}や^ぶる^者を^かし^らし^將と^なさ^んと^期て^ゼル^ヤの^こ子^こヨ^アブ^先登^{のぼ}り^て首^{かしら}と^なれ^り、⁺七^{しち}ダ^ビデ^の城^{しろ}に^住た^れ、⁺こ^の色^{いろ}を^ダビ^デの^ち邑^{まち}と^稱へ^{たり}、⁺ハ^ダビ^デま^たろ^の邑^{まち}の^ち四^し方^{ほう}す^ない^ちミ^ロ城^{しろ}塞^ふり^内の^ち四^し方^{ほう}に^建築^{たて}を^なせ^り、⁺邑^{まち}の^ち中^{ちゆう}の^ちろ^の餘^よの^ち處^{ところ}

我^{われ}民^{たみ}イ^スラ^エル^の君^{きみ}と^なら^んと^いひ^{たま}へ^りと、⁺三^{さん}斯^かイ^スラ^エル^の長^{ちやう}老^{らう}み^なへ^ブロ^ンに^きた^りて、⁺王^{わう}の^許に^いた^りけ^れを、⁺ダ^ビデ^はヘ^ブロ^ンに^てエ^ホバ^の前^{まへ}に^彼ら^と契^{けい}約^{やく}を^たて^{たり}、⁺彼^{かれ}ら^はす^ない^ちダ^ビデ^に膏^{あぶら}を^ろう^ぎて、⁺イ^スラ^エル^の王^{わう}と^あら^しサ^ムエ^ルに^より^て、⁺傳^{つた}は^りし^エホ^バの^{こと}言^{こと}を^こと^くせ^り、⁺四^よろ^くて^ダビ^デの^イス^ラエ^ルの^{ひと}人^{ひと}を^率ひ^て、⁺エ^ルサ^レム^に往^ゆり、⁺エ^ルサ^レム^は即^{すな}ち^エブ^スな^り、⁺國^{くに}の^と土^と人^{ひと}エ^ブス^人其^{その}處^{こゝ}に^居り、⁺是^{こゝ}に^おいて^エブ^スの^た民^{たみ}ダ^ビデ^に言^いける^ハ、⁺汝^{なんぢ}は^{こゝ}に^お入^いる^べか^らず、⁺然^{しか}る^に、⁺ダ^ビデ^はシ^オン^の城^{しろ}を^取り、⁺是^{こゝ}に^すな^いち^ダビ^デの^ち邑^{まち}あり、⁺六^むの^と時^{とき}ダ^ビデ^はい^ひける^ハ、⁺誰^{たれ}に^もあ^らじ^{第一}に^エブ^ス人^を撃^{うち}や^ぶる^者を^かし^らし^將と^なさ^んと^期て^ゼル^ヤの^こ子^こヨ^アブ^先登^{のぼ}り^て首^{かしら}と^なれ^り、⁺七^{しち}ダ^ビデ^の城^{しろ}に^住た^れ、⁺こ^の色^{いろ}を^ダビ^デの^ち邑^{まち}と^稱へ^{たり}、⁺ハ^ダビ^デま^たろ^の邑^{まち}の^ち四^し方^{ほう}す^ない^ちミ^ロ城^{しろ}塞^ふり^内の^ち四^し方^{ほう}に^建築^{たて}を^なせ^り、⁺邑^{まち}の^ち中^{ちゆう}の^ちろ^の餘^よの^ち處^{ところ}

ハヨアプこそを修理へり九斯てダビデはますく大になりゆけり、萬軍のエホバこれどもに在したきをなり○+ダビデが有る勇士の重なる者は左のごとし是等はイスラエルの一切の人どもにもダビデに力をろへて國を得させ、終にこそを王となしてエホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり+ダビデの有る勇士の数は是のごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシヨベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺せし事あり+彼の次はアホア人ドドの子エレアザルおして三勇士の中なり+彼ダビデとともバスタミムに在けるおベリシテ人其處に集りきて戦へり、其處お大麥の満たる地一箇所あり、時に民ベリシテ人の前より逃たりしが昔彼らの地所の中に躑どどまり之を護りてベリシテ人を殺せり而してエホバ大なる拯救をはせして之を救ひたまへり+三十人の長ある三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處

お往てダビデに詣りし事あり、時おベリシテ人の軍兵のレバイムの谷お陣せり+その時ダビデは砦お居りベリシテ人の鎮臺兵はベテレヘムにありけるが+ダビデ慕ひ望みて言々るの誰かベテレヘムの門にある井の水を持來りて我に飲せよかし+この三人すあちちベリシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許お携へきたれり、然とダビデもれを飲むとせず、之をエホバの前に灌ぎて+言けるハ我神よ我決してこれを爲し、我いかで命をるけし此三人の血を飲べけんやと彼ららの命をかけて之を携へきたりたれをなり故にダビデこれらを飲つとを爲さりき、此三勇士は是らの事を爲り+ヨアブの兄弟アピシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝てろし三人の中お名を得たり+彼の第二の三人の中にて尤も貴くしてその首にせらる然と第一の三人に及ばざりき+エホヤダの子カ

プシエルのベナヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモア
 プのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の日に下りゆきて穴
 の中にて獅子一匹を撃殺せし事ありき三彼はまた長身五キユビ
 ト程あるエシプト人を殺せりろのエシプト人の機織の膝のごと
 き槍を手に執をりしお彼之杖をとりて之を許お下りゆきエシブ
 ト人の手よりろの槍を振どりてその槍をもて之を殺せり三エホ
 ヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり三彼は
 三十人の中にて尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビ
 デかれを親兵の長となせり○三軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟
 アサヘル、ベテレヘムの子エルハナン、モハロデ人シヤンマ、
 ペロニ人ヘレツテコア人イッケシの子イラ、アナトラ人アピエゼ
 ル、三九ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ、三九子トバ人マハタイ、子ト
 バ人バナアの子ヘレデ、三九ベニヤミンの子孫のギベアより出たる

リバイの子イッタイ、ピラト人ベナヤ、三九ガアシの谷のホライ、アル
 バテ人アピエル、三九バハルム人アズマウテ、シヤルボニ人エリヤバ、
 三九ギヅニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨナタン、三九ハラリ人サカ
 ルの子アヒアム、ウルの子エリバル、三九メケラ人ヘベル、ペロニ人ア
 ヒヤ、三九カルメル人ヘツタイ、エズバイの子ナアライ、三九ナタンの兄
 弟ヨエル、ハグリの子ミプハル、三九アンモニ人セレク、セルヤの子ヨ
 アブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ、四〇エテリ人イラ、エ
 テリ人ガレプ、四〇ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四〇ルベン人シ
 ザの子アデナ、是はルベン人の軍長の一人にして従者三十人を率
 るたり、四三マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤバテ、四四アシテラ人ウ
 シヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマとエイエル、四五デシ人シムリ
 の子エデアエルおよびその兄弟ヨハ、四六マハウ人エリエル、エルナ
 アムの子等エリバイおよびヨシヤワヤ、モアブ人イアマ、四七エリエ

ルオベデ、ソメバ人ヤシエル
 閉こもり居ける時に彼處にゆきてダビデに就し者は左のごとし
 ろの人々は勇士の中にしてダビデを助けて戦ひたる者ニ能く弓
 を響き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが俱
 おベニヤミン人にしてサウルの宗族たり三首はアヒエセル次之
 ヨアシ、是ら之ギベア人シマアの子等なり、又エシエルおよびベレ
 テ、是ら之アズマウラの子等なり、又ベラカおよびアナトラ人エヒ
 ウ、又またギベオン人イシマヤ、彼之三十人の中の勇士おして三十
 人の首たり又エレミヤ、ヤハシエル、ヨハナン、ケデラ人ヨザバデ、五
 エルザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シバテヤ、六エルカ
 ナ、エシヤ、アザリエル、ヨエゼル、ヤシヨベアム、是等の、コラ人あり七
 またゲドルのエロハムの子等あるヨエラおよびセバデヤハガド

人の中より曠野の砦に脱きたりてダビデに歸せし者あり是みな
 大勇士にして善戦あふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にてその面
 は獅子の面のごとくその捷きこと山にをる鹿のごとくなりき
 九の首のエセルの二之オバデヤその三のエリアブその四
 のミシマンナその五のエレミヤその六のアタイその七のエリ
 エルその八のヨハナンその九はエルザバデその十はエレミ
 ヤその十一はマクパナイ是等はガドの人々にして軍旅の長た
 り、その最も小き者は百人に當りその最も大なる者は千人に當れ
 り十五正月ヨルダンその全岸に溢れたる時お是らの者濟りゆきて
 谷々に居る者をことごとく東西に打奔らせたり十六茲おベニヤミ
 ンとユダの子孫の中の人々砦お來りてダビデお就さけるに十七ダ
 ビデこれを出むかへ應へて之お言けるは汝ら厚志をもて我を助
 けんとして來れるあらば我心なんちらと相結ばん、然も汝らもし我

手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵お付さんどせを我らの先祖の神ねぶはくの之を監みて責たまへど十八時に聖靈三十人の長アマサイに臨みて彼すかはち言けるはダビデよ我らは汝お属す、エッサイの子よ我らは汝を助けん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けたまふありと、是においでダビデ彼らを接いれて軍旅の長となせり十九前あダビデベリシテ人どどもにサウルと戦はんとて攻きたれる時マナセ人數人ダビデに属り、但しダビデ等は遂にベリシテ人を助けざりき、其はベリシテ人の君等あひ謀り彼は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたればなり二十斯てダビデチクラグお往る時マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、ザルメイこれに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なり二十一ダビデを助けて敵軍に當れり彼らは皆大勇士にして軍旅

の長となれり三當時ダビデに歸して之を助くる者日々に加はりて終に大軍となり神の軍旅のおどくなれり三戦争のために身をよろひへプロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの國をダビデに歸せしめんとしたる武士の數は左のごとし三エダの子孫おして楯と戈とを執り戦争のために身をよろへる者は六千八百人三シメオンの子孫おして善戦かふ大勇士は七千一人三レビの子孫たる者は四千六百人三エホヤダアロン人を率ゐたり之お属する者は三千七百人三またザドクといふ年若き勇士ありき、りの宗家の長たる者二十二人ありたり三サウルの宗族ベニヤミンの子孫たる者三三千人、是ベニヤミン人は多くサウルの家におも忠義を盡しゐたれをなり三エフライムの子孫たる者は二萬八百人、皆大勇士にしてろの宗家の名ある人々たり三マナセの半支派の者一萬八千人、皆名を録されたる者なるが來りて

マヒデを王わうおたてんとす。三 イツサカルの子孫こそんたる者の中うちより善よく時勢ときせいお通つうじイスラエルの爲ためべきことを知る者ものきたれり。その首かしら二百人あり。その兄弟等きょうていは皆みなこれの指揮しきおたがへり。三 セブルンの者は五萬人。皆みなよく身をよろひ。各種さまざまの武器ぶきをもて善よく戦鬪せんたうをなし。一心いっしんお行伍ぎんごを守る者ものなり。三 ナフタリの者は將あやうたる者千人。楯たてと戈こを執とてこれお従したがふ者三萬七千人。三 ダン人は二萬八千六百。人おして皆みなうなへを守まもる者ものなり。三 アセルの者は四萬人。おして皆みなよく陣ぢんおのぞみ。且かつ行伍ぎんごを守る者ものなり。三 またヨルダンの彼旁かなたなるルベン人とガド人とマナセの半支派ななかのわかれの者は十二萬人。みな各種さまざまの武器ぶきを執とて戦争いくさおいづる。お勝たよる者ものなり。三 是等これらの行伍ぎんごを守る軍人等いんご眞實まことの心こころを懷いだきて、ヘブロンお來きたり。ダヒデをもてイスラエル全國ぜんこくの王わうとなさんとせり。其餘そのよのイスラエル人もまた心こころを一ひとおして。ダヒデを王わうとなさんとせり。三 彼ら彼處かしこお三日みっかをりて。ダヒデと

ともお食くひかつ飲のめり。其そのはろの兄弟等きょうていこれおためお備そなをなしたれ。おちり。四 又また近處ちかきところの者ものより。イサカル、セブルン、およびナフタリの者ものお至いたるまで。パンと麥粉むぎこの食物くひものと乾無花果ほしちやくと乾葡萄ほしぶどうと酒さけと油等あぶらを驢馬ろ、駱駝らくた、牛馬うしうま、お載のせきたり。かつ牛羊うしひつちを多く携たづへいたれり。是これイスラエルイスラエルみお喜よろこびたれ。おちり。

第三十三章

一 茲こゝおダヒデ千人の長かしら百人の長かしらなどの諸將しよしやうとあひ議はかり。二 而しかして。ダヒデイスラエルの全會衆ぜんくわいしうお言いけるは。汝らも。之これを善よし。我らわれの神かみエホバ。これを允ゆるしたまひ。我ら徧あまく人を遣つかして。イスラエルの各地かくちに留とどまれる。我らわれの兄弟等きょうていならびに。ろの諸郊地しよかうちの邑まち々々おをる。祭司さいしとレビ人レビじんと。お至いたらせ之これをして。我らわれの所ところお集あまらし。めん。三 而しかして。我らわれまた。我らわれの神かみの契約けいやくの匱ぼこを我らわれの所ところお移うつさん。サウルの世よおは。我らわれ之これお就つて。詢とことをせざりしなり。と。四 會衆くわいしうみな。然しかすべし。と。言いひ。其そのは民たみみお。此事このことを善よし。と。觀みたれば。なり。五 是こゝお

いてダビデはキリアテヤリムより神の契約の匱を昇きたらんとてエシプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をこどくく召あつめ而してダビデイスラエルの一切の人とともおバアラといふユダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上お坐したまふエホバ神の名をもて稱らるる契約の匱を其處より昇のぼらんとし七乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアピナダブの家より率いだし、ウザとアヒオの車を御せりハダビデおよびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼗鼓と鏡鈸と喇叭を以て力をきはめ歌をうたひて神の前お踊れり九あくてキドンキドンの禾場お至れる時ウザ手を神の契約の匱お伸してこれを扶へたり、其の牛これを振たればなり十ウザその手を伸て契約の匱おつけたるおよりてエホバこれお向ひて忿怒を發してこれを撃たまひければ其處おて神の前お死死り十一エホバウザを撃たまひしお因て

ダビデ怒れり其處を今日までベレツウザウザ撃と稱へらるる十三の日ダビデ神を畏れて言り我あんろ神の契約の匱を我所お昇ゆくべらんやと十三ダビデの契約の匱を己のところダビデの城邑おうつさず之を轉らしてガテ人オベデエドムの家お昇いらしめたり十四神の契約の匱オベデエドムの家おありて其家族とともおあること三月なりきエホバオベデエドムの家とその他一切の所有を祝福たまへり

第十四章

一茲おツロの王ヒラム使者をダビデお遣はし之のためお家を建させんとて檜樹および木匠と石工をおくれりニダビデはエホバの固く己をたてしイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其はろの民イスラエルの故およりてろの國振ひ興りたればなりニダビデエルサレムおおいてまた妻妾を納たり而してダビデまた男子、女子を得たり四そのエルサレムおて得たる子等の名

は左のこどしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、シロモン、ユイブ、ハル、エリ
 シユア、エルバレテ、ホノガ、チベグ、ヤビア、セエリシヤマ、ベエリアダ、
 エリバレテ、○ハ茲、ホダビデの膏ろゝぶれてイスラエル全國の王
 とされる事ペリシテ人、お聞えければ、ペリシテ人みなダビデを獲
 んどて上れり、ダビデは聞て之、お當らんとて出たりし、ぶ九、ペリシ
 テ人、すでに來りてレバイム、の谷を侵したり、き十、時、ホダビデ、神、お
 問て言ける、我、ペリシテ人、おむかひて攻上るべきや、汝、かれらを
 吾手、お付したまふや、エホバ、ダビデ、お言たまひけるは、攻上れ、我、か
 れらを汝の手、お付さんど、十、是、おおいて、皆、バアルペラシム、お上り
 ゆさけるが、ダビデ、つひ、お彼處、おて、彼らを打取り、而して、ダビデ、言
 り、神、水の破壊り、出ること、ど、く、お我手、をもて、わが敵を敗り、たまへり
 と、是をもて、その處の名を、バアルペラシム、(破壊の處)と呼ぶなり、十三
 彼ら、其處、おろの神々を、遣ゆ、きたれを、ダビデ、命じて、火をもて、これ

を焚せたり、十三、期て後、ペリシテ人、復谷を侵しければ、十四、ダビデ、また
 神、お問、お神、これに言たまひけるは、彼らを追て上るべ、おら、ず、彼ら
 を離れて、回り、ベカの樹の方より、おれを襲へ、十五、汝、ベカの樹の上
 進行の音、あるを聞、お則ち、進んで、戦ふべし、神、汝のまへに進み、いで
 べリシテ人の軍勢を、撃たまふべければ、十六、ダビデ、すなはち
 神の己、お命じたまひし、如くして、ペリシテ人の軍勢を、撃やぶり、つ
 ゝギ、ベオン、より、ガセルに、おまで、いたれり、十七、是において、ダビデ、の名
 諸の國々に、聞、おわたり、エホバ、諸の國人、お彼を、濯れしめ、たまへり
 第十七章 一、ダビデ、の、ダビデ、の、邑の中に、自己のため、に、家、を、建、て、又
 神の契約の、匱のため、お處を、備へて、これ、が、ため、に、幕屋を、張り、二、而
 して、ダビデ、言けるは、神の契約の、匱を、昇、べき、者、の、只、レビ、人の、み、其
 の、エホバ、神の、契約の、匱を、昇、しめ、また、己に、永く、事、しめ、んと、て、レビ
 人を、擇、び、たまひ、た、を、お、あり、と、三、ダビデ、す、お、は、ち、エホバ、の、契約の

匱をその之がためお備へたる處お昇のぼらんとてイスラエルを
 ことごとくエルサレムお召集めたり四ダビデまたアロンの子孫
 とレビ人を集めたり五即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを
 長としてその兄弟百二十人六メラリの子孫の中よりはアサヤを
 長としてその兄弟二百二十人七ゲルシヨンの子孫の中よりはヨ
 エルを長としてその兄弟百三十人八エリザバンの子孫の中より
 はシマヤを長としてその兄弟二百人九ヘプロンの子孫の中より
 はエリエルを長としてその兄弟八十人十ウシエルの子孫の中よ
 りのアマミナダブを長としてその兄弟百十二人十一ダビデ祭司ザ
 クとアピヤタルねよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨエル、シヤヤ、エリ
 エル、アミナダブを召しよこれに言けるは汝らのレビ人の宗家の
 長たり、汝らと汝らの兄弟どもに身を潔めイスラエルの神エホバ
 の契約の匱を我お其のためお備へたる處お昇のぼれよ十三前には

之をかきしもの汝らにあらざりしに縁て我らの神エホバわれら
 を撃たまへり、是を我らうのさだめにしたおひて之に求めざりし
 お故なりと昔是において祭司等とレビ人等イスラエルの神エホ
 バの契約の匱を昇のぼらんと身を潔め十五レビの子孫たる人々す
 なはちモーセがエホバの言おしたおひて命じたるごとく神の契
 約の匱をその貫ける柱によりて肩に負り十六ダビデまたレビ人の
 長等に告げろの兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鏡鉞など
 の樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧めよと言たれを十七レビ
 人すなはちヨエルの子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよ
 びメラリの子孫たる彼らの兄弟クシヤの子エタンを選べり十八ま
 た之お次るろの兄弟等お色と借にあり即ちセカリヤ、ベン、ヤシエ
 ル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マッタヤ、
 エリベレホ、ミクテヤおよび門を守る者なるオベデエドムとエ

エル十九 謳歌者十九へマン、アサフおよびエタンの銅十九の鏡十九鉞十九をもて打十九之
 やす者十九となり二十セカリヤ、アシエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エ
 リアブ、マアセヤ、ベナヤ之瑟十九をもて細十九き音十九を出十九し二十マッタヤ、エリ
 ペレテ、ミク子ヤ、オベデエドム、エイエル、アザシヤ之琴十九をもて太十九き
 音十九を出十九して拍十九子十九を二十と二十きり二十三二十ケナニヤのレビ人の長十九にして負十九昇十九事十九に
 通十九じ十九を十九る十九に二十より二十て負十九昇十九事十九を指十九揮十九せり二十またベレキヤとエルカナ
 の契約十九の匱十九の門十九を守り二十三二十祭司十九シバニヤ、ヨシヤバテ、子十九タ子ル、アマ
 サイ、セカリヤ、ベナヤ、エリエセル等十九の神十九の契約十九の匱十九の門十九に進十九みて
 喇叭十九を吹十九き、オベデエドムとエヒアの契約十九の匱十九の門十九を守り二十三二十期
 ダビデとイスラエルの長老十九および千人の長等十九之往十九てオベデエド
 ムの家十九よりエホバの契約十九の匱十九を歡十九び勇十九みて昇十九のぼ十九きり二十三二十期エホ
 バの契約十九の匱十九を昇十九と二十ころのレビ人を助十九々十九た十九ま十九ひ十九け十九き十九を二十牡十九牛十九七十九匹十九、
 牡羊十九七十九匹十九を獻十九げたり二十三二十期ダビデの細布十九の衣十九をま十九と二十へり、又契約十九の匱十九

を昇十九と二十ころの一切十九のレビ人と謳歌者十九れよ二十び負十九昇十九事十九を主十九と二十き十九る二十ケ
 ナニヤも然十九り、ダビデのまた白布十九のエホテを着十九居十九たり二十三二十期イ
 ラエルみな聲十九を舉十九げ角十九を吹十九ならし二十喇叭十九と鏡十九鉞十九と瑟十九と琴十九とをもて
 打十九之十九やしてエホバの契約十九の匱十九を昇十九のぼ十九きり二十三二十期エホバの契約十九の匱十九
 ダビデの邑十九にいりし時十九サウルの女十九ミカル窓十九より窺十九ひてダビデ王
 の舞十九躍十九るを見十九、ろの心十九にこれ十九を藐十九視十九めり
 張十九たる幕屋十九の中に置十九ゑ二十而二十して燔祭十九と酬恩祭十九を神十九の前に獻十九げたり
 ニダビデ燔祭十九と酬恩祭十九を獻十九ぐる二十とを終十九しかバエホバの名十九をも
 て民十九を祝十九し二十三二十期イスラエルの衆庶十九に男十九にも女十九にも都十九て二十三二十期一十九箇十九肉
 一片十九乾葡萄十九一塊十九を分十九ち二十與二十へたり二十四二十期ダビデまたレビ人を立十九てエ
 ホバの契約十九の匱十九の前十九にて職事十九をな十九さ二十しめ、又イスラエルの神十九エホ
 バを崇十九め讚十九め二十かつ願十九へしめたり二十五二十期伶長十九のアサフ十九の次十九のセカリ

ヤ、エイエル、セミラモテ、エヒエル、マッタテヤ、エリアブ、ベナヤ、オベデ、
 エドム、エイエル、みれの瑟と琴を弾じアサフの鏡鉞を打鳴し、
 また祭司ベナヤとヤハシエルの喇叭をとりて恒に神の契約の廣
 の前に侍れり。當日ダビデ始めてアサフと兄弟等を立て、エ
 ホバを頌へしめたり。其言に云く、ハエホバ、お感謝しその名をよび、
 ろの作たまへることもろくの民輩の中にあらしめよ。エホバ
 にむかひてうたへ、エホバを讃うたへ、ろのもろくの奇しき跡を
 かたき、ろのきよき名をはみき、エホバをたづぬるもの、心によ
 ろてぶべし。エホバとろの能力とをたづねよ、恒にろの聖顔をた
 づねよ。主ろの僕イスラエルの裔よ、ヤコブの子輩よ、ろのえらびた
 まひし所のものよ、ろのなしたまへる奇しき跡とろの異事とろの
 口のさをきとを心にどむれ。彼れわきらの神エホバなり、ろのお
 ほくの審判の全地にありま。なんぢらたえするの契約をよるに

記よ此のよるづ代に命じたまひし聖言あり。アブラハムとむす
 びたまひし契約イサクに與へたまひし誓なり。之をかたくしヤ
 コブのために律法となし、イスラエルのためにとあしへの契約と
 なして。六言たまひたる我なんぢにカナンの地をたまひてあん
 ぢらの嗣業の分となさん。この時なんぢらの敷れ得るあらず。甚す
 くなくしてかしこにて旅人となり。この國よりかの國にゆき、こ
 の國より得るの民にゆけり。三人のかきらを虐ぐるをゆるしたま
 はず、われらの故によりて王たちを懲しめて。三宣給くわが受膏者
 たちにふるふなかれ、わが預言者たちをろてなふなるれ。三全地よ
 エホバにむりひて謳へ日ごとおその拯救をのべつたへよ。言もろも
 ろの國のなかにろの榮光をあらはし、もろくの民のなかにろの
 奇しきみわざを顯すべし。ろの神にまさりて畏るべきものな
 るふべきものなり、またもろくの神にまさりて畏るべきものな

り云もろくの民のすべての神はことごとく虚し、さきとエホバはもろくの天をつくりたまへり。尊貴と稜威との前の前にあり、能とよろこびとの聖所にあり。云もろくのたみの諸族よ、榮光とちからとをエホバにあたへよ。エホバにあたへよ。云の聖名にかなふ榮光をもてエホバをあたへ、獻物をたづさへて其前にきたききよき美はしき物をもてエホバを拜め。至地よりの前にをのよけ世界もかたくたちて動りさるることなし。天はよろこび地はたのしむべし。もろくの國のあかにいへ、エホバは統御たまふ。海とそのなかあ盈るものとをなりよみ、田畑とろの中すべての物とはよろこぶべし。かくて林のもろくの樹もまたエホバの前あよろこびうたはん。エホバ地をさばうんとて來りたまふ。エホバあ感謝せよ、ろのめぐみいふかく、その憐憫のかぎりなし。汝ら言へ、我らの拯救の神よ、我らを取集め列

邦のありより救ひいだしたまへ。我らの聖名あ謝し、なんぢのほむべき事をほこらん。イスラエルの神エホバの窮あきより窮なきまではむべきかな、すべての民のアイメンとさへてエホバを讚稱へたり。○ダビデのアサフとその兄弟等をエホバの契約の匱の前あ留めあきて、契約の匱の前あ常あ侍りて、日日の事を執行なせせたり。オベデエドムとろの兄弟等の合せて六拾八人、またエドトンの子あるオベデエドムおよびホサの司門たり。祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等のギベオンなる崇邱においてエホバの天幕の前あ侍り。燔祭の壇の上あて朝夕斷ず燔祭をエホバあ獻げ且エホバのイスラエルあ命じたまひし律法あ記さきたる諸の事を行へり。またヘマン、エドトンおよびろの餘の選心をて名を記さきたる者等、彼らとともあありてエホバの恩寵の世々限なきを讚まつをり。即ちヘマンおよびエドトンかきらとともあ

居て喇叭鏡鍍なぞ神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等
の門を守れり里かくて民みな各各の家あかへれり又ダビデの
の家族を祝せんとして還りゆけり

言けるの視よ我の檜樹の家に住む然れどもエホバの契約の匱を
幕の下ありとニナタンダビデお言ける之神なんちどもお在
せば凡て汝の心ある所を爲せ三その夜神の言ナタンお臨みて
曰く四往てわが僕ダビデお言へエホバ曰く言ふ汝を我ために我
の住べき家を建べらさ五我をイスラエルを導びき上りし日よ
り今日にいたるまで家に住しこと無して但幕屋より幕屋に移り
天幕より天幕に遷きり六我をイスラエルの人々と共に歩みたる處
々にて我わが民を牧養ふことを命じたるイスラエルの士師の一
人にもなんぢ何故に檜樹の家を我ために建ざるやと一言おても

言し事ありや七然を汝わが僕ダビデに斯言べし、萬軍のエホバか
く言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨ふ處より取て我民イス
ラエルの君長と爲し八汝が凡て往る處おて汝と偕おあり、汝の諸
の敵を汝の前より斷さきり我また世の中の大なる人の名のおど
き名を汝お得させん九かつ我わが民イスラエルのために處を定
めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に住て重て動くこと無ら
まめん十又惡人昔のごとく即ち我民イスラエルの上に士師を立
たる時より已來のごとく重ねて彼らを荒すこと無るべし我汝の
諸の敵を壓服ん且今我汝に告ぐエホバまた汝のために家を建ん
十二汝の日の満汝ゆきて先祖等と偕になる時を我汝の生る汝の子
を汝の後に立て且ろの國を堅うせん十三彼わが爲に家を建ん我亦
がく彼の位を堅うせん十三我を彼の父となり彼をわが子となるべ
し我を汝の先にありし者より取たるおどくに彼よりを我恩惠を

取さらし、却て我かきを永く我家に我國に居置ん、彼の位を何時までも堅く立べし。ナタン凡て是等の言のごとく、凡てこの異象のおどくダビデに語りけしべ。○まダビデ王入てエホバの前に坐して言ける。エホバ神よ、我を誰が家の何なれば、汝此まで我を導きたまひしや。神よ、是のなほ汝の目に、小き事たり。エホバ神よ、汝のまた僕の家の遙後の事を語り、高き者のおどくに我を見做たまへり。僕の名譽について、ダビデの上何をか汝に望むべけん。汝の僕を知らたまふなり。エホバよ、汝の僕のため、又なんぢの心に循ひて、此もろくの太ある事を爲し、此すべての大なる事を示たまへり。エホバよ、我らが凡て耳に聞る所に、依を汝のごとき者無く、また汝の外に神無し。三地の何の國の汝の民イスラエルに如ん、是の在昔神の往て贖ひて己の民となして、大なる畏るべき事を行なひて、名を得たまひし者なり。汝のろのエジプトより贖

ひいだせし、汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり。三而して汝を汝の民イスラエルを永く汝の民となしたまふ。エホバよ、汝の彼らの神となりたまへり。然バエホバよ、汝が僕どの家に、きて宣まひし言を永く堅うして、汝の言も如く爲たまへ。言願くは、汝の名の堅く立ち、永久に崇めらるゑて、萬軍のエホバイスラエルの神のイサラエルに神たりと曰きん。ふとを願くは、僕ダビデの家の汝の前に堅く立んことを。我神よ、汝の僕の耳に示して、之を爲に家を建んと宣へり。是よりて、僕なんぢの前に禱る道を得たり。エホバよ、汝の即ち神おましまし、此恩典を僕に傳たまへり。願くは、今僕の家を祝福て、汝の前に永く在あめたまへ。其のエホバよ、汝の祝福たまへる者、永く祝福を蒙れむなり。

第十八章 此後ダビデペリシテ人を撃て、これを服し、又ペリシテ人の手よりガテ、どろの郷里を取り、彼またモアブを撃たむ。

アブ人のダビデの臣となりて貢を納たりニダビデまたハマテの
 邊にてゾバの王ハダレセルを撃り是の彼がユフラテ河の邊にて
 ろの權勢を振いんとて往る時なりき而してダビデ彼より車千
 輛騎兵七千歩兵二萬を取りダビデまた一百の車の馬を存してろ
 の餘の車馬の皆ろの足の筋を切り五ろの時ダマスコのスリア人、
 ソバの王ハダレセルを援けんとて來り々々をダビデろのスリア
 人二萬二千を殺せり而してダビデダマスコのスリアに鎮臺を
 置ぬスリア人の貢を納てダビデの臣となせりエホバダビデを凡
 てろの往く處あて助たまへりセダビデハダレセルの臣僕等の持
 る金の楯を奪ひて之をエルサレムお持きたりハまたハダレセル
 の邑テブハラとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこ
 れを用て銅の海と柱と銅の器具を造りたり時にハマテの王トイ、
 ダビデゾバの王ハダレセルの總の軍勢を撃破りしを聞て、

の子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつゐきを賀せしむ、
 其ハダレセル曾てトイと戰鬪をなしたるハダビデハダレセル
 と戰ひて之を撃やぶりたればなり、ハドラム金銀および銅の種々
 の器を携へきたりなれば、ダビデ王そのエドム、モアブ、アンモン
 の子孫、ペリシテ人、アマレクなどの諸の國民の中より取きたりし
 金銀とともは是等をもエホバに奉納たり、セルヤの子アビシヤ
 イ鹽谷にてエドム人一萬八千を殺せり、斯てダビデエドムに鎮
 臺を置エドム人の皆ダビデの臣となりぬ、エホバかくダビデを凡
 ろの往處にて助けたまへり○十四ダビデのイスラエルの全地を治
 めてろの諸の民に公平と正義を行へり十五セルヤの子ヨアブの軍
 旅の長、アヒルデの子ヨシヤバテの史官十六アヒトプの子ザドクと
 アビヤタルの子アビメレクの祭司、シヤウシヤの書記官十七エホヤ
 ダの子ベナヤのケレテ人とペレテ人の長、ダビデの子等の王の座

側はらに侍まる大臣だいじんなりき
 此この後のちアンモンの子孫ひとの王わうヲハシ死しけれバその子ここれ
 に代かりて王わうとなりたりニダビテ言い々るハ我われナハシの子こハモンを
 ねんごろお遇あちはんか色が父ちちわれをねんごろおあしらいたれば
 なりど、ダビテすなハち彼かれをろの父ちちの故ゆゑによりて慰なぐさめんとして使つか者ひ
 を遣つかハせりダビテの臣けら僕い等どもアンモンの子孫ひとの地ちに往ゆきハモンに
 詣いたりてこれを慰なぐさめけるに三アンモンの子孫ひとの牧ま伯み等たちハモンに言い
 けるハダビテ慰なぐさ藉さ者ものを汝につかハしたるに因よて彼かれなんちの父ちちを
 尊たよぶと汝にの目めに見みゆるヤ、彼かれの臣けら僕い等どもハ此この國くにを窺うかひ探たりて滅ほろぼさ
 んとして來きたるならすやと曰いは是こゝに於おいてハモン、ダビテの臣けら僕い等どもを
 執とらへてその鬚ひげを剃そおとしろの衣服ころもを中なかより斷たちて臂うでまでにして之これ
 を歸かしたりしむ或ある人ひときたりて此この人ひと々の爲せらる事ことをダビテに
 告つげ々色いろバダビテ人ひとをつかえして之これを迎むかへしめたり、その人ひと々々おほ

いお愧こた色いろをなり、即すなち王わういひけるハ汝にら鬚ひげの長ながるまでエリコに
 止とまりて然しかる後のちかへるべしとホアンモンの子孫ひと自己おのれのダビテに
 惡にくまるハ様やうになれるを見みしハハモンねよビアンモンの子孫ひとす
 なハち銀ぎん一千せんタラントをかくりてメツポタミヤとスリアマアカ
 およビツバより戰いくさ車ぐるまと騎き兵へいとを雇やとひいきたり七即すなち戰いくさ車ぐるま三さん萬まん二
 千せん乘まにマアカの王わうとろの兵へい士しを雇やとひければ彼かれら來きたりてメデバの
 前まに陣ちんを張はり、是こゝに於おいてアンモンの子孫ひとの邑まち々々より寄よあつま
 りて戰たたかハんとて來きたれリハダビテ聞きてヨアブと勇士ゆうしの惣そう軍ぐんを遣つかし
 けるに九アンモンの子孫ひとの出いで邑まちの門もんの前まに戰いくさ争そうの陣ちん列れつをあせ
 り、又また援たす助けに來きたれる王わう等たちハ別べつに野のに居ゐり、時ときにヨアブ前ぜん後ごより敵てき
 の攻せめ寄よるを見みてイスラエルの偏くつき強きやうの兵つは士ものの中うちを抽す擢くわて之これをして
 スリア人ににむあひて陣ちん列れつしめさるの餘あまの民たみをむろの兄あやう弟だいアビシ
 ヤイの手てに交まじしてアンモンの子孫ひとにむかひて陣ちん列れつしめさる而しかして

言けるハスリア人もし我に手強あらバ汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝の手強からズ我あんちを助けん、汝勇しくなれよ、我等の民のためと我らの神の諸邑のため、に我ら勇しく爲ん、願くハエホバの目に善と見ゆる所をなしたまへと、ヨアブ己に從へる民どもに進みよりテスリア人を攻撃するにスリア人かれの前より潰奔れり、アンモンの子孫ハスリア人の潰奔を見るを見て自己等もまたろの兄弟アビシヤイの前より逃奔りて城邑にいりぬ、是においてヨアブハエルサレムに歸り、スリア人のイストラエルに擊やぶられたるを見て使者を遣ひして河の彼旁あるスリア人を將出せし、ハダレセルの軍旅の長シヨバク此色を率ゆ、その事ダビデに聞えられバ、彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戦争の陣列を立たり、ダビデもく彼らあむるひて戦争の陣列を立たり、巴彼らこれと戦へ

り、然るにスリア人イスラエルの前に潰たきバ、ダビデスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、また軍旅の長シヨバクを殺せり、ハダレセルの臣たる者等ろのイスラエルに擊やぶられたるを見てダビデと和睦をなして此色が臣となれり、スリア人の此後ふたふびアンモンの子孫を助くることを爲さざりき、
第二十章 一年かへりて王等の戦争に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍り、さととダビデハエルサレムに止まりたり、ヨアブつひにラバを擊壞りて此色を滅ぼせり、ニダビデ彼らの王の冠冕をろの首よき取はなしたまし、ろの金の重を量り見るに一タラントあり、またろの中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠らせたり、彼また甚だ衆多の掠取物をろの邑より取り、而して彼またろの中の民を曳いだし、鋸と鑊の打車と斧をもて此色を斬り、ダビデアンモンの

子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとろの民のみなエルサ
 レムに歸りぬ。○この後ゲセルにおいてペリシテ人と戦争あり
 りたりし、その時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシ
 パイを殺せり、彼等つひに攻伏らばき、復べリシテ人と戦争あり
 し、そのヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり、
 ラミの槍の柄は機、機膝の如なり、またガテに戦争ありし、其
 處に一人の身長き人あり、その手の指と足の趾は六宛にして合せ
 て二十四あり、彼も巨人の生る者なり、七彼イスラエルを挑みし
 かバダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこそを殺せり、八是等の
 テにて巨人の生る者なりしが、ダビデの手とろの臣僕の手お斃れ
 たり。

第二十一章

茲にサタン起りてイスラエルに敵し、ダビデを感動
 してイスラエルを核數しめんとせり、ニダビデすあはちヨアブと

民の牧伯等に言々る、汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイ
 スラエル人を數へ、その數をとりきたりて我お知せよ。○ヨアブ答
 へたる、幾何あるとも願く、エホバの民を百倍に増たまへ、然
 なばら王わが主よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何とて我主
 の事を爲んと要めたまふや、何ぞイスラエルをして之によりて罪
 を獲せしむべらんやと、四されと王つひにヨアブに言勝たきをヨ
 アブすなはち出ゆきイスラエルを徧く行めぐりてエルサレムに
 還れり、五而してヨアブ民の總數をダビデに告たり、即ちイスラエ
 ルの中に劍を帶る者一百万人あり、ユダの中に劍を帶る者
 四十七万人あり、六但しレビとベニヤミンと、その中の數へざ
 りき、其のヨアブ王の言を惡みたれば、あり七この事神の目に惡か
 りければ、イスラエルを擧なやましたまへり、八ダビデ是において
 神に申しける、我の事をなして大に罪を獲たり、然ども今ねぶ

いくと僕わがの罪つみを除のぞきたまへ我わがとなさだ愚おろかかる事ことをさせりと九時とき
 にエホバエホバダビデダビデの先見者せんけんしやガデアガデアに告つげて言いたまひたるは十往ゆきてダビ
 デダビに告つげて言いへ、エホバエホバかく言いふ我わがなんぢに三みつのものものを示あす、汝なんぢの
 一ひとを撰えらべ、我わがる色いろを汝なんぢに爲なさんととガデアガデアすなとちダビデダビデの許もとに至いたり
 之これに言いけるはエホバエホバかく言いたまふ汝なんぢ擇えらべよと即すなはち三さん年ねんの饑饉ききんあり、
 又または汝なんぢ三さん月つきの間あいだ汝なんぢの敵てきの前まへに敗やぶれて汝なんぢの仇あだの劔つるぎに追おひまかれん、
 又または三日さんじつの間あいだエホバエホバの劔つるぎすなはち疫えきびやう病びやうこの國くににありてエホバエホバの
 使者つかひイスラエルイスラエルの四方よもぎの境さかいの中うちにて撃うち滅ほろぼすことことをせんか、我わがの
 如何いかなる答こたへを我わがを遣つかはせし者ものに爲なすかを汝なんぢ決きめよとダビデダビデガ
 デダビに言いけるは我わがおほいに苦くるむ、請こふ我わがはエホバエホバの手てに陷おちらん、其その憐あはれ
 憫あはれ甚こゝろだおほいなればなり、人ひとの手てには陷おちらじとと十四じゅう是こゝにこゝいてエホ
 バエホバイスラエルイスラエルに疫えきびやう病びやうを降くだしたまひけれとバエホバイスラエルイスラエルの人ひと七なな萬まん人
 斃たれたりと十五じゅうご神かみまた使者つかひをエルサレムエルサレムに遣つかはしてこれこれを滅ほろぼさんとと

したまひしと、其そのこれこれを滅ほろぼすにあたりてエホバエホバ視みてこの禍害わざはひを
 なせしを悔くい、其そのほろぼす使者つかひに言いたまひけるは足たごり今いまなんぢの
 手てを住とどめよと、時ときにエホバエホバの使者つかひはエブス人エブス人オルナンオルナンの打場うちの傍かたはら
 に立たちると、ダビデダビデ目めをあけて視みるにエホバエホバの使者つかひ地ちと天てんの間あいだに
 立たちて拔身ぬきみの劔つるぎを手てにとりてエルサレムエルサレムの方かたにこれこれを伴ともをりけれ
 バダビデデと長老ちやうじやう等らう麻布あさひのを衣きて備伏ひかりと而しかしてダビデダビデ神かみに申まうしけ
 るは民たみを數かぞへよと命めいぜし者ものは我わがならずや罪つみを犯かし悪あしき事ことをなし
 たる者ものは我わがなり然しかれども是これ等らうの羊ひつじは何なにをなせしや我わが神かみエホバエホバよ
 請こふ汝なんぢの手てを我わがとわお父ちちの家いへに加くへたまへ、惟ただ汝なんぢの民たみに加くへて之これ
 を疾やまめたまふ勿なれとと十六じゅうろく時ときにエホバエホバの使者つかひガデアガデアに命めいじ汝なんぢダビデダビ
 告つげてダビデデをして上のぼりゆきてエブス人エブス人オルナンオルナンの打場うちにてエホ
 バエホバのために一ひと箇つの壇だんを築きしめよとと言いりと是こゝにこゝいてダビデダビデはガ
 デダビエホバエホバの名なをもて告つげたる言ことにこゝにこゝいて上のぼりゆけりと十七じゅうしちオ

ナンは麥を打るけるが回顧て天の使の居るを視その四人の子等
 とともに匿れたり三やぶてダビデはオルナンの方に來りけるが
 オルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地に
 つけてダビデを拜せり三ダビデオルナンに言けるは此打場の處
 を我に與へよ、我そこにてエホバに一箇の壇を築かん、汝の十分
 の値をとりて之を我にあたへ災害の民におよぶことを止めしめ
 よ三オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王わぶ主の目に善
 と觀るところを爲たまへ、我なんちに獻げて牛を燔祭の料とし、打
 禾車を柴薪とし、麥を素祭とせん、我みなこれを奉呈ると言ダビデ
 王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値をはら
 ひて之を買ん、我は汝の物を取てエホバに奉まつらじ、又費なしに
 燔祭を獻ることをせしと三ダビデすなはち其處のために金六百
 レケルを衡りてオルナンに與へたり三而してダビデ其處にてエ

ホバに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホバを頷ける
 に天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり三エホバ
 すなはちろの使者に命じたまひければ彼ろの劍を鞘に藏めたり
 三ろの時ダビデはエホバの打場において已
 に應へたまふを見たれば其處にて犠牲を獻ぐることを爲り三モ
 一セダ荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベ
 オンたかきところの崇邱たかきところにありけるが三ダビデはその前に進みゆきて神に求
 むるふとを得せざりき、是は彼エホバの使者の劍のために懼れた
 るに因てなり
 第一 一ダビデ言けるはエホバ神の室は此なり、イスラエル
 の燔祭の壇は此ありとニダビデすなはち命じてイスラエルの地
 に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために
 石工を設けたり三ダビデまた門の扉の釘および錠かすがひに用ふる鐵を

夥しく備へたり又銅を數えぬほどに夥しく備へたり
 樹を備ふることも數えぬほどはシドン人およびツロの者夥しく
 樹をダビアの所に運びきたりたればなり
 ソロモンは少くして弱し、又エホバのために建る室は極めて高
 にして萬國に名を得榮を得る者たらざる可らず、今我其おた
 準備をなさんと、ダビアその死る前に大に之が準備をなせり
 而して彼その子ソロモンを召てイスラエルの神エホバのため
 家を建ること之に命ぜり、即ちダビアソロモンに言けるは我
 子よ我は我神エホバの名のために家を建る志ありき、然るに
 ホバの言われに臨みて言り汝は多くの血を流したれば我名
 したり、汝我前にて多の血を地お流したれば我名の爲に家を
 安を賜ひてその四周の諸の敵に煩はさるること無らしめん、故

彼の名はソロモン(平安)といふべし、彼の世に我平安と静謐をイ
 ラエルに賜はん、彼わが名のために家を建ん、彼はわが子となり、
 我は彼の父とあらん、我かれの國の祚を固うして、永くイスラエ
 の上に立しめん、然バ我子よ願くはエホバ汝ととも
 盛ならしめ汝の神エホバの室を建させて其なんぢにつきて言
 る如くしたまはんことを、惟ねおはくはエホバ汝に智慧と穎悟
 を賜ひ汝をイスラエルの上に立て、汝の神エホバの律法を汝に守
 らせたまはんことを、汝もしエホバダイスラエルにつきてモ
 心に命じたまひし法度と例規を謹みて行はば、汝旺盛に
 心を強くしかつ、勇め、懼るゝ勿れ、慄くあかれ、十、視よ我患難の中
 てエホバの室のためお金十萬タラント、銀百萬タラントを備へ、
 た銅と鐵とを數えぬほど夥しく備たり、又材木と石をも備へ、
 り、汝また之に加ふべし、かつまた工人夥多しく、汝の手おあり、即

ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すところの工匠など都
 てあり夫金銀銅鐵は數限りなし、汝起て爲せ願くはエホバ汝と
 ともに在せとダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にその子
 ソロモンを助くることを命じて云く十八汝らの神エホバさんち
 と偕に在すならずや、四方おあいて泰平を汝らお賜へるならずや、
 即ちこの地の民を我手に付したまひてこの地はエホバの前と
 の民の前お服せり十九然バ汝ら心をこめ精神をこめて汝らの神エ
 ホバを求めよ、汝ら起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のた
 めに建るるの室にエホバの契約の匱と神の聖器を携さへいるべ
 し

第二十三章

一ダビデ老てその日滿ければその子ソロモンをイス
 ラエルの王とあせりニダビデイスラエルの一切の牧伯および祭
 司とレビ人をあつめたり三レビ人の三十歳以上ある者を數へた

るにその人々の頭數は三萬八千四その中二萬四千はエホバの室
 の事幹を掌せり、六千は有司および裁判人たり、五千は門を守る
 者たり、また四千はダビデが造れる讚美の樂器をとりてエホバ
 を頌るゑとをせり、六ダビデレビの子孫を分ちて斑列を立たり、即
 ちゲルシヨン、コハテおよびメラリ、セゲルシヨン人たる者はラダ
 ンおよびシメイ、ハラダンの子等と長エヒエルおせタムとヨエル合
 て三人、ハシメイの子等とシロミテ、ハシエル、ハランの三人、是等と
 ラダンの宗家の長たり、ハシメイの子等とヤハテ、シナ、エウシ、ベリ
 アこの四人とシメイの子あり、ハヤハテは長シナはろの次、エウシ、
 ベリアは子多からざるが故に之をともに數へて一つの宗家とな
 せり、コハテの子等とアムラム、イツハル、ヘブロン、ウシエルの
 四人、アムラムの子等とアロンとモーセ、アロンとろの子等と
 ともに永く區別れてその身を潔めて至聖者となり、エホバの前に

香を焚き之に事へ恆にみれタ名をもて祝することをして爲り十番神の
 人モ一セの子等はレビの支派の中に數へいれらる十五モ一セの子
 等之ゲルシヨンおよびエリエセル、十六ゲルシヨンの子等は長はシ
 プエル、十七エリエセルの子等之長はレハビヤ、エリエセルは此外に
 男子あらざりき、但しレハビヤの子等は甚だ多かりき十八イツハル
 の子等の長はシロミテ、十九ヘプロンの子等は長子はエリヤラの次
 はアマリヤその三之ヤハヨエルその四はエカメアム、二十ウシエル
 の子等之長子之ミカ次之エシヤ○三ノヲリの子等之マヘリおよび
 びムシ、マヘリの子等はエレアザルおよびキシ、三エレアザルは男
 子なくして死り、惟女子ありし而巴、ろの女子等之キシの子たるそ
 の兄弟等これを娶れり三三ムシの子等はマヘリ、エデル、エレモテの
 三人三レビの子孫をその宗家に循ひて言を是のどとし是皆かの
 頭數を數へられその名を録されてエホバの家の役事をなせる二

十歳以上の者の宗家の長なり三五ダビデ言けらくイスラエルの神
 エホバその民を安んじて永くエルサレムに住たまふ、三六レビ人
 また重ねて幕屋およびその奉事の器具を昇てとあらずと三七ダビ
 デの最後の詞にしたがひてレビ人は二十歳以上よりして數へら
 れたり三六彼らの職之アロンの子孫等の手に屬して神の家の役事
 を爲し庭と諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の
 家の役事を勤むるの事なりき三九また供前のパン、素祭の麥粉、酵い
 れぬ菓子、鍋にて製る者、焼て製る者などを掌どりまた凡て容積と
 長短を量度ることを掌どり三九また朝ごとくに立てエホバを頌へ讚
 ることを掌どり四一然り三又安息日と朔日と節會におい
 てエホバに諸の燔祭を獻げ其命せられたる所に循ひて數のど
 くお断すこれをエホバの前にたてまつる事を掌どれり三九是のど
 とく彼らは集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫たる

ろの兄弟等の職守とを守りてエホバの家の役事をかこなふ可り
しなり

第十四章

アロンの子孫の斑列は左のごとしアロンの子等
ナダブ、アピウ、エレアザル、イタマル、ニダブとアピウはろの父に
先だちて死て子なりけれむエレアザルとイタマル祭司とされ
り三ダビデエレアザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒ
メレクとよもに彼らを分ちて各々の職と務に任じたり
アザルの子孫の中にイタマルの子孫の中よりも長たる人多り
りき、是をもてろの分たれし斑列はエレアザルの子孫たる宗家の
長に十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長に八あり、五期彼
らと籤によりて分たる彼と此と相等し、其は聖所の督者および神
の督者とエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫の中
よりも出れむなり六レビ人子タ子ルの子シマヤといふ書記王と

牧伯等と祭司ザドクとアピヤタルの子アヒメレクと祭司および
レビ人の宗家の長の前にて之を書ゑるせり、即ちエレアザルのた
めに宗家一を取むまたイタマルのために宗家一を取り七第一の
籤とヨアリブに當り第二とエダヤに當りハ第三とハリムに當り
第四はセオリムに當り九第五とマルキヤに當り第六とミヤミン
に當り十第七とハツコツに當り第八とアピアに當り九とエシ
ユアに當り第十はシカニヤに當り十一とエリアセブに當り
第十二とヤキンに當り十三第十三とホッパに當り第十四とエシバブ
に當り十四第十五とビルガに當り第十六とインメルに當り十五第十
七とヘシルに當り第十八とハビセツに當り十九はベタヒヤ
に當り第二十はエゼキエルに當り二十一はヤキンに當り第二
十二はガムルに當り十八第二十三はテラヤに當り第二十四はマ
アシアに當れり十九是の職務の順序なり、彼らは之にまたむひて

エホバの家にいりろの先祖アロンより傳えりし例規によりて勤むべかりしあり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし○ニその餘のレビの子孫は左のごとしアマラムの子等の中にてはシユバエル、シユバエルの子等の中にてはエアヤ、ニレハビヤについてハレハビヤの子等の中にては長子イッシア、ミイツハリ人の中にてはシロミテ、シロミテの子等の中にてはヤハテ、ミエプロンの子等の中にては長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハシエル、四子エカメアム、ニウシエルの子等の中にてはミカ、ミカの子等の中にてはシヤミル、ニミカの兄弟をイッシアといふ、イッシアの子等アの子等はベノ、モメラリの子孫のヤシアより出たる者はベノ、シヨハム、ザツクル、イブリ、ニハマヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等あかりき、ニキシあついてはキシの子はエラメル、ニムシ

の子等はマヘリ、エアル、エリモテ、是等はレビの子孫あしてろの宗家あまたびひて言る者なりニ是らの者もまたダビデア王とザドクとアヒメレクと祭司あよびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるろの兄弟等のごとく籤を掣り、兄の宗家も弟の宗家も異なるふと無りき

第二十五章 一 ダビデアと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンあよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして琴と瑟と鏡鉞を執て預言せしむ、ろの職によきを俗人の數左のごとしニアサフの子等はザツクル、ヨセフ、チタニヤ、アサレラ、皆アサフの子等あしてアサフの手お屬す、アサフは王の手につきて預言すニエドトンについてハエドトンの子等はゲダリア、セリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マッタテヤの六人、皆琴を操てろの父エドトンの手に屬す、エドトンはエホバを讚めろつ頌へて預言すニヘマンについてハヘマンの子等たる者

ハブツキヤ、マッタニヤ、ウシエル、シブエル、エレモテ、ハナニヤ、ハナニ、エ
 リアタ、ギダルテ、ロママテエセル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、マハ
 シオテ、五是みな神の言をつたふる王の先見者へマンの子等おし
 て角を擧ぐ、神へマンお男子十四人女子三人を賜へり六是等の者
 は皆ろの父の手に属しエホバの家おいて歌を謠ひ鏡鉞と瑟と
 琴をもて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドトンおよびヘマンは
 王の手につけり七彼等およびエホバに歌を謠ふことを習へるる
 の兄弟等即ち巧なる者の數は二百八十八人八彼ら大も小も巧な
 る者も習ふ者も皆どもにろの職務の籤を掣けるが九第一の籤は
 アサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當り色り彼もろの兄
 弟等および子等十二人十第三はザックルに當りろの子等とろの
 兄弟等十二人十一第四はイツリに當り色りろの子等とろの兄弟等十
 二人十二第五は子タニヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人十三

第六はブツキアに當りろの子等とろの兄弟等十二人十四はア
 サレラに當りろの子等とろの兄弟等十二人十五第八はエサヤに
 當りろの子等とろの兄弟等十二人第九はマッタニヤに當り
 ろの子等とろの兄弟等十二人第十はシメイに當りろの子等
 とろの兄弟等十二人第十一はアザリエルに當りろの子等と
 その兄弟等十二人第十二はハシヤピアお當りろの子等とそ
 の兄弟等十二人第十三はシユバエルに當りろの子等とろの
 兄弟等十二人第十四はマッタテヤに當りろの子等とろの兄弟
 等十二人第十五はエレモテに當りろの子等とろの兄弟等十
 二人十六はハナニヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人
 十七はヨシベカシヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人
 第十八はハナニに當りろの子等とろの兄弟等十二人十九第十
 九はマロテに當りろの子等とろの兄弟等十二人二十はモ

リアタに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十一はホテ
 ルに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十二はギタルテ
 に當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十三はマハシオテ
 セルに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十四はロマムテ
第二十五章 一門を守る者の班列は左のごとし、コテ人の中おては
 アサフの子コレの子なるメシレミヤ、ロメシレミヤの子等は長子は
 セカリヤその次はエデアエルその三はセバデヤろの四はヤテニ
 エルミろの五はエラムその六はヨハナンろの七はエリヨエナイ、
 四またオベデエドムの子等は長子はシマヤろの次はヨザバデろ
 の三はヨアろの四はサカルろの五は子タチル五その六はアシミ
 エルろの七はイッサカルろの八はピウレタイ、是は神あを祝福た
 まひしなり、六また彼のの子シマヤあも數人の子生れたりしるの

子等は大勇士にしてその父の家の主たる者なりき、七すあはちシ
 マヤの子等はオテニ、レバエル、オベデ、エルザバデ、エルザバデの兄
 弟エリウとセマキヤは力ある人なりき、八是ミナオベデエドムの
 孫子なり、彼らどろの子等あよび其兄弟等は合せて六十二人、皆力
 ある者にしてろの職に堪ふ、是みあオベデエドムお属する者なり
 九メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり、皆力ある者あり
 き、オメラリの子孫ホサもまた子等ありき、其長はシムリ、是は長子
 ならざりしかどもろの父こを長となせしかり、十二ろの次はヒル
 キヤろの三はテバリヤろの四はセカリヤ、ホサの子等と兄弟等は
 合せて十三人、十二門を守るところの班列、此長等の中より出でみなろ
 の兄弟と等しく勤務をなしてエホバの家に仕ふ、十三彼ら門々を分つ
 ために、小も大もどもにろの宗家お循ひて籤を掣たりしる、十四東の
 方の籤はシレミヤに當れり、又ろの子セカリヤのため、に籤を掣け

るに北の方の籤これに當れりセカリヤは智慧ある議士ありき
 オベデエドムは南の方の籤あ當りろの子等は倉の籤あ當りき
 シユバムあよびホサは西の方の籤ああたり坂の大路あるシヤ
 レケテの門の傍に居り守者はみな相對ふ東の方にはレビ人六
 人北の方には日日お四人、南の方にも日日お四人、倉のかたえらに
 は二人に二人、西の方バルバルあおいては大路に四人、バルバル
 あ二人、門を守る者の斑列は是のごとし皆コラの子孫とメラリ
 の子孫なりまた神の府庫および聖物の府庫を司とれる彼らの
 兄弟なるレビ人は左のごとしミラダンの子孫すあちラダンよ
 り出たるゲルシヨン人にしてゲルシヨン人ラダンの宗家の長た
 る者の中にてはエヒエリ三あよびエヒエリの子等ならびにろの
 兄弟セタムとヨエル、是らはエホバの家の府庫を司とせり
 ラミ人、イツハリ人、ヘブロン人、ウシエリ人の中においては左のこ

とし二百モーセの子ゲルシヨムの子あるシプエルは府庫の宰たり
 三ろの兄弟おしてエリエセルより出たる者之即ちエリエセルの
 子レハビヤその子エサヤその子ヨラムろの子シクリろの子シロ
 ミテ此シロミテとその兄弟等はすべての聖物の府庫を掌とれ
 りろの聖物えすあちダビデ王、宗家の長千人の長、百人の長、軍旅
 の長等あどお奉納たる者ありモ即ち戦争において獲たる物およ
 び掠取物を奉納てエホバの家の修繕に供へたるなり凡て先見
 者サムエル、キシの子サウル、テルの子アプ子ル、セルヤの子ヨアブ
 等が奉獻たる物および其他の奉納物は皆シロミテとろの兄弟等
 の手の下おありき○二九イツハリ人の中にてはケナニヤとろの子
 等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人とあ色りヘブ
 ン人の中にてはハシヤピアあよびろの兄弟など勇士一千七百
 人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督

者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を爲りミヘブロン人の中にてのろの系譜と宗家とに依バエリヤといふ者へブロン人の長あり、ダビデの治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアドのヤセルに於いて彼らの中より大勇士を得たりミエリヤの兄弟たる勇士を二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王を色らをしてルベン人ガド人ねよびマナセの半支派を監督せしめ、神につける事と王につける事とを宰とらせたり

第二十八章 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長あよびろの有司等は、年の惣の月のあひだ月ごとに更り入りに更り出で、其班列の諸の事をつとめて王に事たるを、其數を按ふるに、一班列に二萬四千人ありき、ニ先第一の班列すはち正月の分はザブデエルの子ヤシヨベアムこれを率ゆ、其班列は二萬四千人、三彼は正月の軍團の長等の首たる者おしてペレツの子孫なり、四二

月の班列はアホア人、ドダイの者どもにふれを率ゆ、ミクロタといふ宰あり、其班列は二萬四千人、五三月の軍團を統る第三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤ、ろの班列は二萬四千人、六彼のベナヤのかの三十人の中の勇士にして三十人の上にてたり、彼の子アミザバテろの班列あり、七四月の分を統る第四の將はヨアブの弟アサヘルおしてろの子セバテヤこれに次り、其班列は二萬四千人、八五月の分を統る第五の將はイスラヒ人シヤンモテ、ろの班列は二萬四千人、九六月の分を統る第六の將はテコア人イッケシの子イラ、ろの班列は二萬四千人、十七月の分を統る第七の將はエフライムの子孫たるベロニ人ヘレツ、ろの班列は二萬四千人、十一八月の分を統る第八の將はセラの子孫たるホシヤ人シベカイ、ろの班列は二萬四千人、十二九月の分を統る第九の將はベニヤミンの子孫たるアナトテ人アビエセル、ろの班列は二萬四千人、十三

月の分をすぶる第十の將のセラの子孫たる子トバ人マハライ、ろ
 の班列之ニ萬四千人^{十四}十一月の分をすぶる第十一の將のエフラ
 イムの子孫たるピラトン人ベナヤ、ろの班列の二萬四千人^{十五}十二
 月の分を統る第十二の將のオテニエルの子孫たる子トバ人ヘル
 ダイラの班列の二萬四千人^{十六}イスラエルの支派を治むる者の
 左のことし、ルベン人の牧伯のダクリの子エリエセル、シメオンの
 牧伯のマアカの子シパテヤ、^{十七}レビ人の牧伯のケムエルの子ハシ
 ヤビヤ、アロン人の牧伯のザドク、^{十八}ユダの牧伯のダビアの兄弟エ
 リウ、^{十九}イッサカルの牧伯のミカエルの子オムリ、^{二十}ゼブルンの牧伯の
 オバデヤの子イシマヤ、^{二十一}ナフタリの牧伯のアズリエルの子エレモ
 テ、^{二十二}エフライムの子孫の牧伯のアザシヤの子ホセア、^{二十三}マナセの半
 支派の牧伯のベダヤの子ヨエル、^{二十四}ギレアデあるマナセの半支派
 の牧伯のセカリヤの子イド、^{二十五}ベニヤミンの牧伯のアプテルの子ヤ

シエル、^{二十六}ダンの牧伯のエロハムの子アザリエル、^{二十七}イスラエルの支
 派の牧伯等の是のことし^{二十八}二十歳以下ある者之ダビアこれを
 數へざりき、^{二十九}其之エホバかつてイスラエルを増て天空の星のことし
 くにせんと言たまひしことあれをあり^{三十}セルヤの子ヨアブ數ふ
 るふとを始めたりしがこれを爲をへざりき、^{三十一}ろのかるふること
 よりて震怒イスラエルにれよべり、^{三十二}ろの數はまたダビア王の記録
 の籍に載ざりき^{三十三}○^{三十四}アテエルの子アズマウテの王の府庫を掌と
 り、^{三十五}ウロヤの子ヨナタンの田野、^{三十六}邑々、^{三十七}村々、^{三十八}城など
 り、^{三十九}ケルブの子エズリの地を耕す農業の人を掌とり、^{四十}シメ
 シメイは葡萄園を掌とり、^{四十一}シフミ人ザブデはろの葡萄園より取る
 葡萄酒の藏を掌とり、^{四十二}ゲデラ人ハアルハナンは平野なる橄欖樹
 と桑樹を掌とり、^{四十三}ヨアシは油の藏を掌とり、^{四十四}ニシヤロン人
 シヤロンにて牧ふ牛の群を掌とり、^{四十五}アテライの子シヤバテは谷

々にある牛の群を掌どり、ミイシマエル人オピルは駱駝を掌どり、メロノテ人エデヤの驢馬を掌どり、ミハガリ人ヤシズは羊の群を掌どれり、是みなダビデ王の所有を掌どれる者なり。○ミまたダビデの叔父ヨナタンは議官たり、彼の智慧あり、學識ある者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり、ミアヒトベルの王の議官たり、アルキ人ホシヤイの王の伴侶たり、言アヒトベルの次者、ベナヤの子エホヤダ、およびアピヤタル、王の軍旅の長のヨアブ。

第二十八章

茲にダビデイスラエルの一切の長、支派の長、王の事ふる班列の長、千人の長、百人の長、王とろの子等の所有、および家畜を掌どる者、閹官、有力者、諸勇士などを、尽くエルサレムに召集め、而してダビデ主の足あて、起て言けるは、我兄弟等、我民よ、我を聽け、我のエホバの契約の匱のため、我らの神の足臺のため、に安居の

家を建んどの、志ありて、已にこれを建る準備をなせり。然るに神我、言たまへり、汝は我名のため、家を建べ、うらず、汝は軍人にして、許多の血を流したる、となり、然りと雖も、イスラエルの神エホバ、我父の全家の中より、我を選びて、永くイスラエル王たりしめ、たまふ、即ちユダを選びて、長とせし、ユダの全家の中より、我の家を、選び、我父の子等の中、おて、我を悦こび、イスラエルの王となりしめ、たまふ、而して、エホバ、我、衆多れ、子をたまひて、其わが諸の子等の中より、我子ソロモンを選び、之をエホバの國の位に、坐せしめて、イスラエルを、治めしめんとした、たまふ、エホバ、また、我に、言たまひける、汝の子ソロモン、い、わが家、および、我庭を作らん、我、あれ、を、選びて、吾子と、おせり、我、か、色の父と、あるべし、七、彼も、し、今日、を、とく、我、誠命と、律法を、堅く、守り、行、い、我、ろの國を、永く、堅う、せんと、然、バ、今、エホバの會衆、たる、イスラエルの全家の目の前、および、我

らの神の聞しめす所にて汝らに勸む、汝ららの神エホバの一切の
 誠命を守り、つ之を追もどむへし、然せを汝等この美地を保ちて
 これを汝らの後の子孫に永く傳ふることを得ん、我子ソロモン
 よ汝の父の神を知り、完全心をもて喜び、勇んで之、お事へよ、エホバ
 の一切の心を探り、一切の思想を曉りたまふあり、汝もし之を求め
 なば、之に遇ん、然と汝もし之を棄なば、永く汝を棄たまひん、
 然ば汝謹めよ、エホバ汝を選びて聖所とすべき家を建させんと爲たま
 へば、心を強して、ふれを爲べしと、○
 而してダビデアの殿の廊およ
 びろの家らの府庫その上の室らの内の室贖罪所の室あとの式様
 をろの子ソロモンお授け、また其心に思ひはられる一切の物す
 ち、はちエホバの家、庭、四週、諸の室、神の家、府庫、聖物の府庫な
 どの式様を授け、また祭司およびレビ人の班列とエホバの家
 諸の奉事の工とエホバの家、諸の奉事の器皿とあつきて、論すと

ころあり、また諸の奉事の器に用ふる諸の銀の器皿の銀の重量を定む、
 即ち金の燈臺、どりの金の燈臺の重量を宣て、一切の燈臺、どりの燈臺
 の重量を定め、また銀の燈臺につき、ても各々の燈臺の用法あしたる
 ひて、燈臺、どりの燈臺の重量を定め、また供前のパンの案につき、
 て、ろの各々の案のため、金の重量を定め、又銀の案のため、
 銀を定め、又肉鉤、盃、杓のため、純金の重量を定め、金の重量
 大に、つきて、もまた各々の大罎のため、お重量を定め、銀の一切の大
 罎のため、にも重量を定め、また香壇のため、お重量を定め、
 を定め、かつ車あるケル、ピムの式様の金を定め、此ケル、ピム、
 翼を展て、エホバの契約の匱を覆ふ、而して、ダビデア、
 事の式様の皆こと、くエホバのろの手を我上にくだして、我を
 教へて書せた、まひし者なりと、二十かくて、ダビデアの子、
 ソロモン、お

言々るの汝心を強くし勇まてみれを爲せ、懼るゝ勿れ慄くなかき
 エホバ神我神汝とよもに在さん、彼かならず汝を離れず汝を棄す
 汝をしてエホバの家の奉事の諸の工を成終しめたまふべし三視
 よ神の家の諸の役事をなすためあ祭司とレビ人の班列あり又
 諸の工と従事を悦こびて爲どころの諸の技巧者汝とよもに在り、
 且また牧伯等ねよび一切の民汝の命するところを悉く行のん
第二十九章 一 ダビデ王また全會衆お言ける我子ソロモンの神
 の惟獨選びたまへる者なるが少くして弱く此工事の大なり、此殿
 の人のため非ずエホバ神のためあする者なきばかり是をも
 て我力を盡して我神の家のためあ物を備へたり、即ち金の物を作
 る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物の鐵、木の物を木を備へたり、又
 葱珩、嵌石、黒石、火崗、諸の寶石、蠟石など夥多し三かつまた我わが神
 の家を悦ぶの故に聖所のために備へたる一切の物の外にまた自

己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ、即ちオフルの金三千タ
 ラント、精銀七千タラントを獻げてろの家々の壁を蔽ふに供ふ五
 金の金の物に、銀の銀の物に凡て工人の手にて作るものに用ふべ
 し、誰の今日自ら進んでエホバのためあろの手お物を盈さんのと
 * 是に於いて宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人
 の長れよび王の工事を掌とる者等誠意より獻物をなせり七の
 神の家の奉事のために獻げたる者の金五千タラント一萬ダリク
 銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラントハまた寶石
 ある者のグルシヨン人エヒエルの手お託て之を神の家の府庫に
 納めたりハ彼ら斯誠意よりまづから進んでエホバお獻げたれば
 民ろの獻ぐるを喜こべり、ダビデ王もまた大に喜びぬ、玆にダビ
 デ全會衆の前あてエホバを頌へたり、ダビデの曰く我らの先祖イ
 スラエルの神エホバよ汝の世々限なく頌へまつるべきなり十二エ

ホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光との汝に屬す、凡て天に
 る者地にある者のと亦汝に屬すエホバよ國もまた汝に屬す、汝の
 萬有の首と崇られたまふ富と貴との共お汝より出づ、汝の萬有
 を主宰たまふ、汝の手にの權勢と能力あり、汝の手の能く一切をし
 て大あらしめ又強くあらしむるあり、然を我等の神よ我等今な
 んちに感謝し汝の尊き名を讚美す、但し我ら斯のごとく自ら進
 んで獻ぐることを得たるも我の何ならんやまた我民の何ならん
 や、萬の物の汝より出づ、我らの只汝の手より受て汝に獻げたる亦
 り、汝の前にありて我らの先祖等のごとく客旅たり寄寓者た
 り、我らの世あある日の影のごとし望む所ある無し、ま我らの神エ
 ホバよ汝の聖名のために汝に家を建んとて我らお備へたる此衆
 多の物の凡て汝の手より出づ、また皆おんちの所有なり、我神よ
 我また知る汝の心を鑒きたまひ又正直を悦びたまふ、我の正き心

をもて眞實より此一切の物を獻げたり、今我また此おある汝の民
 が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるあり、我らの先祖
 アブラハム、イサク、イスラエルの神エホバよ汝の民をして此精神
 を何時までもろの心の思念に保たじめろの心を固く汝に歸せし
 めたまへ、又わお子ソロモンに完全心を與へ汝の誠命と汝の証
 言と汝の法度を守らせて之をことごとく行いせ、我お備をなせる
 その殿を建させたまへ、二十 ダビデまた全會衆おむかひて汝ら今な
 んぢらの神エホバを頌へよと言ければ、全會衆その先祖等の神エ
 ホバを頌へ俯てエホバと王とを拜せり、三 而して其翌日お至りて
 イスラエルの一切の人のためおエホバに犠牲を獻げエホバに燔
 祭を獻げたり、其牡牛一千、牡羊一千、羔羊一千、またその灌祭と祭物
 夥多しかりき、三 その日彼ら大に喜びてエホバの前に食ひかつ飲
 る、さらに改めてダビデの子ソロモンを王とあしエホバの前にて

これに膏をろりて死して主君となし又ザドクを祭司とあせり三かく
 てソロモンのエホバの位に坐しその父ダビデに代りて王とあり
 ろの繁榮を極むイスラエルみな之に従ふ言また一切の牧伯等
 勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す三エ
 ホバイスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より
 前のイスラエルの王の未だ得たることと有ざる王威を之に賜へり
 ○三六 夫エサイの子ダビデのイスラエルの全地を治めたりモろの
 イスラエルを治めし間四十年なり即ちヘブロンにて七年世を
 をさめエルサレムにて三十三年世を治めたりき三選齡にいたり
 年も富も尊貴も満足て死り其子ソロモンこれお代りて王となる
 三九 ダビデ王が始より終まで爲たる事等先見者サムエルの書預
 言者ナタンの書および先見者ガドの書に記さる三其中おのまた
 彼の政治とろの能力および彼とイスラエルと國々の諸の民に臨

みしとあるの事等を載す

在... 志... 畧... 上...
... 志... 畧... 上...

95-91139

DEC 20 1947

立教大学図書館



95-91139